

パブリック・コメント用

にしもろ定住自立圏共生ビジョン

(案)

平成25年 月

小林市・えびの市・高原町

目 次

第 1 章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項	1
1 定住自立圏の名称	1
2 定住自立圏の構成市町	1
3 共生ビジョンの目的・役割	1
4 共生ビジョンの期間	1
第 2 章 圏域の概況	2
1 定住自立圏のこれまでの取り組み	2
2 圏域構成市町の概況	2
第 3 章 圏域の将来像	1 1
1 圏域の課題と対応策（取組の方向性）	1 1
2 圏域の将来像	1 7
第 4 章 具体的な取組内容	1 8
1 具体的な取組内容	2 0
2 共生ビジョン個別事業一覧表	6 9
資料	8 3
1 共生ビジョン策定経過	8 4
2 共生ビジョン懇談会設置要綱	8 6
3 共生ビジョン懇談会委員名簿	8 8
4 小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会規約	8 9
5 小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会会則	9 2
6 中心市宣言書	9 3
7 定住自立圏形成協定書	9 4

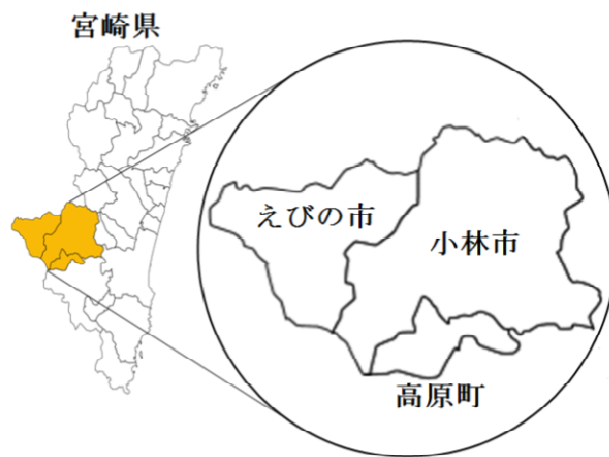
第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏の名称

にしもろ定住自立圏

2 定住自立圏の構成市町

小林市・えびの市・高原町



3 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市とその中心市が行った中心市宣言に賛同した連携市町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と連携市町村が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、にしもろ定住自立圏がめざす将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的取組を示すものです。

4 共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、毎年度所要の変更を行うものとします。

第2章 圏域の概況

1 定住自立圏のこれまでの取組

《中心市宣言》

小林市では、平成23年5月からえびの市及び高原町との間で連携の可能性等について協議を進め、平成24年3月16日に圏域の中心的な役割を担う意思を有することを明らかにする「中心市宣言」を行いました。

《定住自立圏形成協定》

平成24年4月に圏域3市町で構成する小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会を設置し、連携する項目等について検討・協議を行い、各市町議会での議決を経て、平成24年10月1日に小林・えびの・高原定住自立圏形成協定合同調印式を実施し、定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

2 圏域構成市町の概況

(1) 構成市町の地勢・沿革

①小林市

小林市は、平成18年3月に旧小林市と旧須木村が合併して誕生し、平成22年3月に野尻町と合併し現在に至っています。南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置しており、人口47,584人（平成25年3月1日現在）、面積563.09k㎡の都市です。

地形的には、霧島山系を代表する名峰高千穂峰や韓国岳、これらを源とする豊富な湧水やジオサイト、緑豊かな高原と湖、清らかな溪流美を誇る河川とその流域に広がる優良農地など豊かな自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。

産業は、伝統的に農業を中心に発展してきました。日本一と評価の高い肉用牛などの畜産のほか、米、野菜などを生産し、南九州の食料基地としての役割を担うとともにキンカン、ブドウ、梨、メロン、完熟マンゴー、栗、ゆずなどの多様な特産物を産出しています。

また、霧島連山や生駒高原、出の山公園、三之宮峡、すきむらんど、のじりこびあなどの観光地、農山村としての景観や湯量が豊富な温泉等、多様な交流を促進する資源が多彩な都市です。



②えびの市

えびの市は、昭和 41 年に飯野町、加久藤町、真幸町の 3 町合併によりえびの町として誕生し、昭和 45 年に市制を施行し現在に至っています。

位置的には、宮崎県、熊本県、鹿児島県 3 県の県境、宮崎県の最西端にあり、人口 20,613 人（平成 25 年 3 月 1 日現在）、総面積 283k m²の都市です。

地形的には、北部の矢岳高原、南部のえびの高原や韓国岳など、多くの山々や高原に囲まれています。中央部の盆地は約 34 万年前の大噴火で出来た加久藤カルデラにより形成されており、のどかな田園地帯の中を県内では唯一西流する川内川が悠然と流れています。

豊かな自然を活かした農業が基幹産業であり、中でも質・量ともに県内一を誇る米の産地となっています。さらに施設園芸や露地野菜など、立地条件を活かしたさまざまな農業が営まれています。また、農業と並ぶ基幹産業である畜産業は、日本一の榮譽に輝いた宮崎牛をはじめとして、南九州における一大産地として発展しています。

さらに、日本ジオパークに認定されている霧島ジオパーク内にあるえびの高原をはじめ、県内唯一の温泉郷である京町温泉やクルソン峡などの魅力ある資源を数多く有している都市です。



③高原町

高原町は、昭和 9 年 10 月 5 日に町制を施行し、人口 9,692 人（平成 25 年 3 月 1 日現在）、面積は 85.38 km²の町です。県の南西部に位置しており、地形は、霧島火山の影響により起伏が多く、可住地の大半を占める平野部の標高は約 179～230m の高台に位置します。

高千穂峰や矢岳など緑豊かな山々や火口湖として有名な御池、その周辺の野鳥の森、そして霧島山から豊富な水が大小河川として流れていることから、水と緑に富んだ自然豊かな町としても知られています。

特に、高千穂峰は日本最古の歴史書とされる「古事記」における「天孫降臨」の舞台といわれるほか、「日本書紀」に記された神武天皇ご生誕の地といわれています。

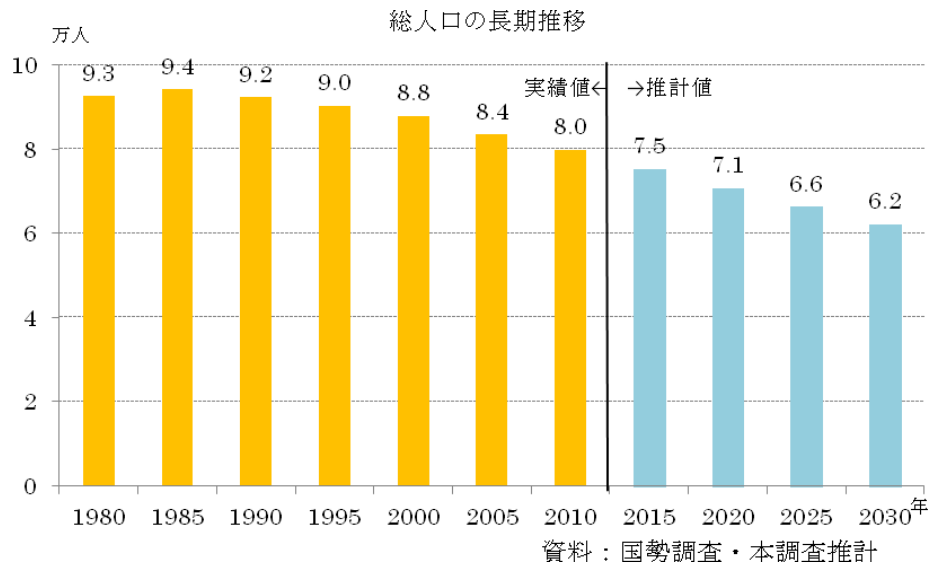
基幹産業は農業であり、畜産業の割合が高く、なかでも肉用牛の生産が盛んで、その肉質の良さは県内外でも高く評価されています。また、南九州 3 県を臨む交通アクセスのある宮崎フリーウェイ工業団地を有しています。



(2) 圏域の人口

①総人口

- ・1985年の9.4万人をピークに減少が始まり、2010年には約8.0万人となっています。
- ・今後も人口減少は進展し、2030年には約6.2万人となる見込みです。



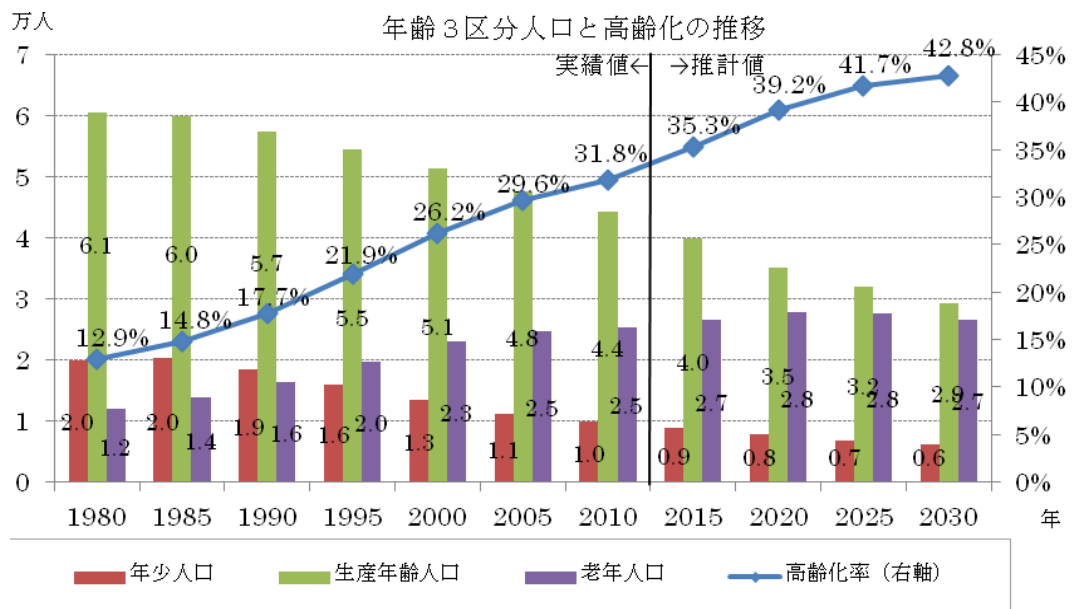
市町別人口の推移

	1980年 (S55年)	1985年 (S60年)	1990年 (H2年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)
小林市	52,762	53,753	53,480	52,828	51,697	49,820	48,270
えびの市	27,246	28,034	26,826	25,872	24,906	23,079	21,606
高原町	12,579	12,455	11,984	11,619	11,254	10,623	10,000
合計	92,587	94,242	92,290	90,319	87,857	83,522	79,876

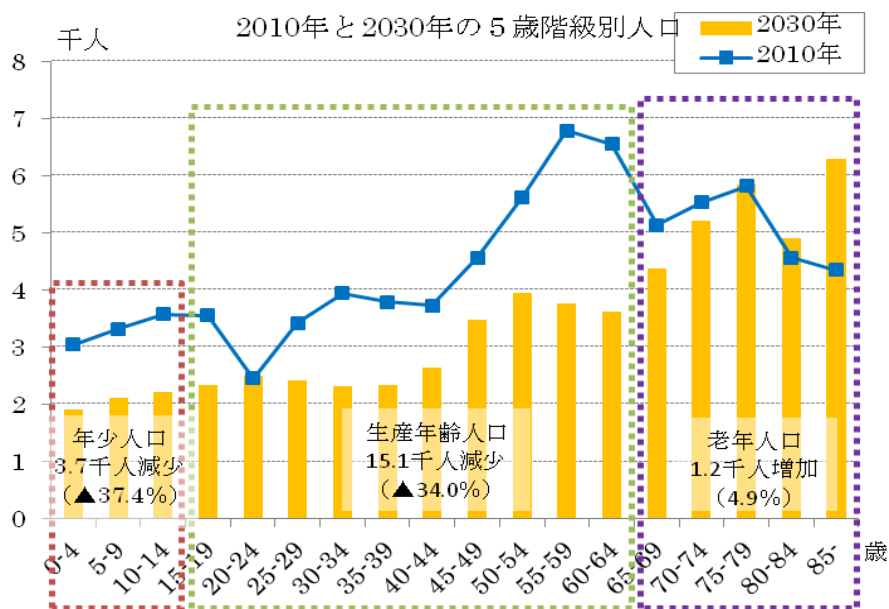
資料：国勢調査

②年齢別人口

- ・生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は、1980年の6.1万人から2010年までに27.9%減少し4.4万人となっており、今後さらなる減少が続く、2030年には2.9万人となる見込みです。
- ・高齢化率（人口全体に占める65歳以上人口の割合）は、1980年に12.9%であったものが、2010年には31.8%と18.9ポイント増加しており、急速に高齢化が進んだことがわかります。また、2010年の高齢化率は県内では3番目に高く、今後も継続して上昇し2030年には42.8%（約2人に1人が65歳以上）に達する見込みです。
- ・年少人口（15歳未満の人口）は1980年に2.0万人でしたが、2010年は1.0万人と半減しています。2030年にはさらに約4割減少し0.6万人となる見込みです。
- ・2010年と2030年を比較すると、年少人口が37.4%、生産年齢人口が34.0%それぞれ減少し、老年人口（65歳以上の人口）は4.9%増加する見込みです。



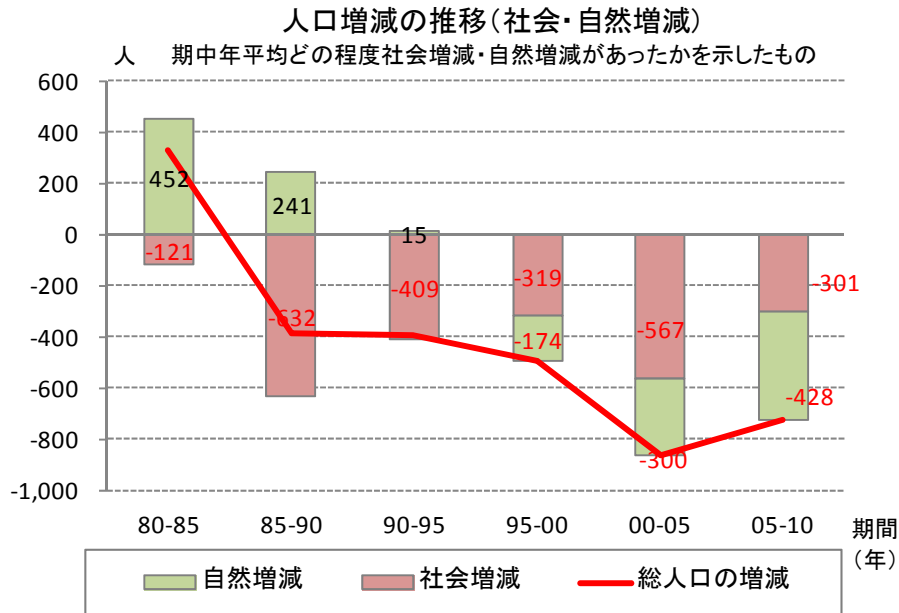
資料：国勢調査



③人口動態

ア社会・自然増減

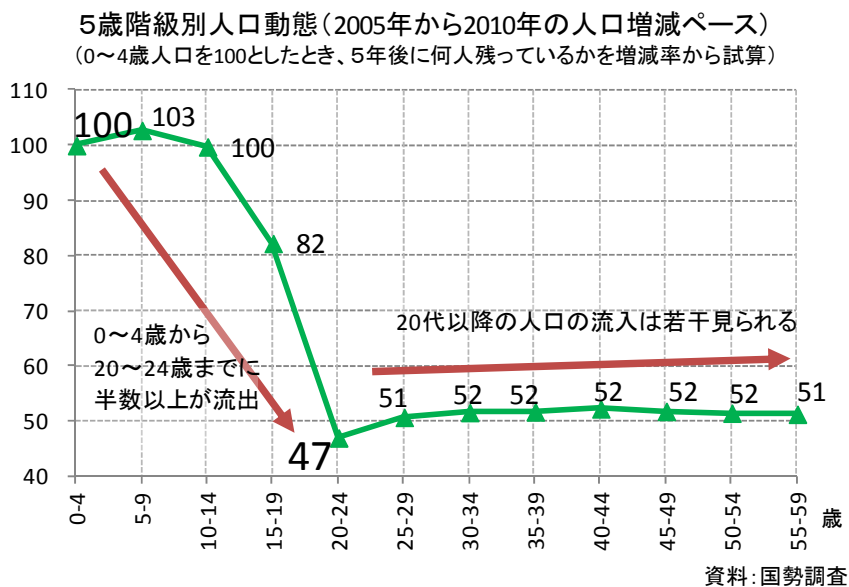
- ・長期にわたり社会減少（転出＞転入）が続いています。また、自然増減（出生・死亡によるもの）は1995年から減少に転じ、以降減少幅は拡大しています。
- ・1995年以降は社会減少と同時に少子化・高齢化の進展により自然減少（死亡＞出生）となり、人口減少が加速しています。



資料:国勢調査 人口動態調査

イ年齢別人口動態

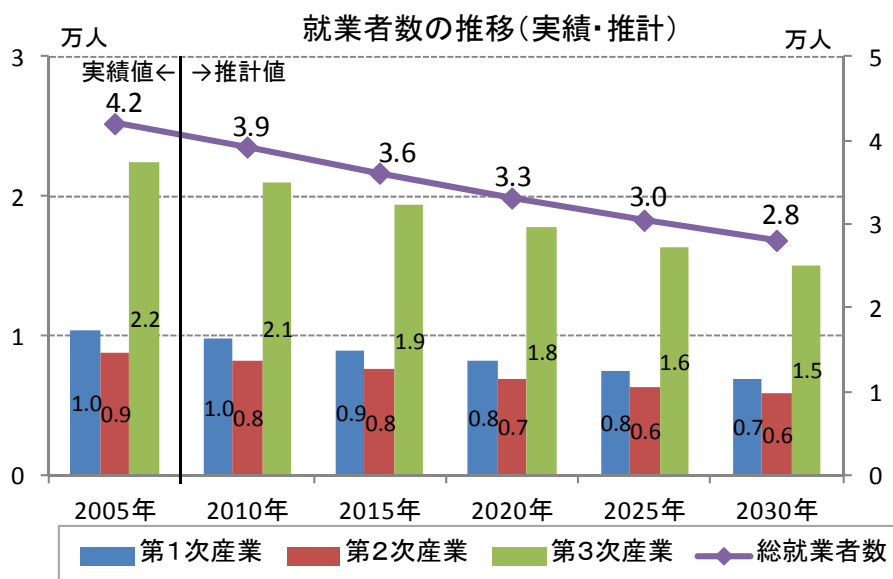
- ・西諸県地域の100人の子供(0~4歳)が20~24歳の時点で地域内に定着しているのは47人という試算がなされています。(成人時には1/2しか地域に残っていない)
- ・15歳から24歳までの若者の流出が続いており、就学・就職を機に地域外に流出していると思われます。
- ・20代後半以降は若干の流入が見られますが、これ以前の流出数をカバーするには至っていません。



(3) 産業

①就業人口

- ・就業者総数は減少傾向が続いています。1980年には4.8万人であった就業者数が、2005年は4.2万人と、12.2%減少しました。さらに、2005年から2030年にかけて約1.4万人(▲33.3%)減少し、2.8万人になる見込みです。



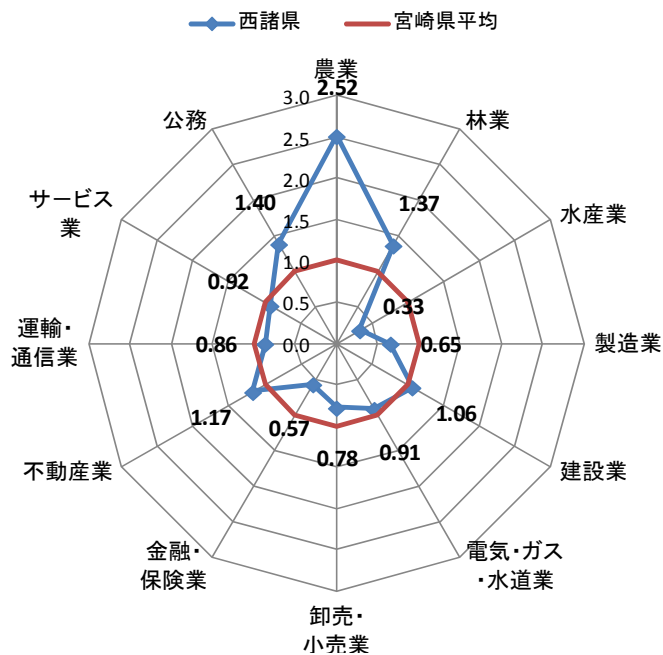
②産業構造

- ・地域内総生産の県内シェアは、6.6%です。
- ・産業別に見ると、農林業への特化が顕著です。

地域内総生産(平成20年度)の概要

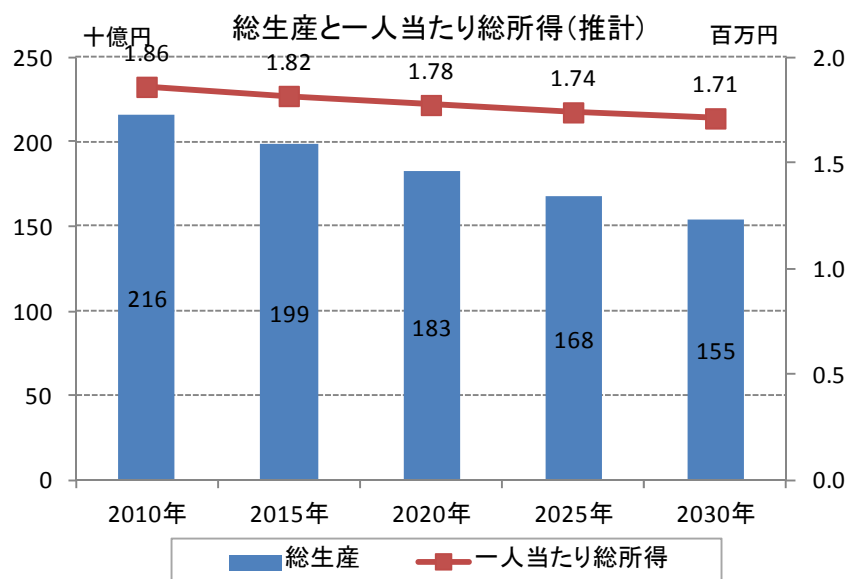
項目 (単位)	生産額 (億円)	構成比 (%)	県内シェア (%)
総生産	2,322	-	6.6
第1次産業	254	10.8	14.0
第2次産業	369	15.8	5.1
第3次産業	1,723	73.5	6.3

平成20年度市町村総生産から見た産業別特化係数



③総生産・所得

- ・地域内総生産は2010年の約2,164億円から2030年にかけて28.6%減少し、約1,545億円になると見込まれます。
- ・これに伴い一人当たりの所得は2010年の186万円から2030年には15万円（▲8.0%）減少し171万円となることを見込まれます。



資料:宮崎県市町村総生産・総所得データ

(4) 社会基盤・市民生活

①医療

圏域内の医療関係施設は104施設で、そのうち病院は16施設（精神 2施設、一般 14施設）、一般診療所は58施設（有床 14施設、無床 44施設）、歯科診療所は30施設となっています。

圏域内の医師数は139人（免許保有者）、歯科医師数は39人（免許保有者）となっています。

医療関係施設、医師及び歯科医師

(単位：院、所、人)

	医療関係施設				医師	歯科医師
	病院	一般診療所	歯科診療所	合計		
小林市	12	35	16	63	89	20
えびの市	3	18	11	32	40	16
高原町	1	5	3	9	10	3
合計	16	58	30	104	139	39

資料：平成24年度版 保健所業務概要（宮崎県小林保健所）

圏域市町の病院の概要

区分	名称	診療科名
救急告示病院	小林市立病院	内科、循環器内科、消化器外科、腫瘍外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、救急科、小児科、泌尿器科、整形外科、麻酔科、心臓血管外科、産婦人科（休診中）
	園田病院	外科、内科、呼吸器科、胃腸科、脳神経外科、放射線科、肛門科、リハビリテーション科
	池田病院	脳神経外科、外科、内科、胃腸内科、リハビリテーション科、麻酔科
	えびの市立病院	外科、内科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科
	国民健康保険高原病院	内科、外科

資料：各病院ホームページ

②福祉

圏域内の主な福祉施設は、児童福祉施設が37施設、老人介護・福祉施設等が37施設、障害者関連施設が18施設となっています。

主な福祉施設

(単位：所)

区分	施設の種類	小林市	えびの市	高原町	合計
児童福祉施設	保育所	22	7	5	34
	児童館	2	-	1	3
	計	24	7	6	37
老人介護・福祉施設等	軽費老人ホーム	-	1	-	1
	養護老人ホーム	1	1	1	3
	特別養護老人ホーム	4	2	1	7
	介護老人保健施設	4	1	-	5
	介護療養型医療施設	4	3	1	8
	有料老人ホーム	11	1	1	13
	計	24	9	4	37
障害者関連施設	身体障害者療護施設	1	-	-	1
	在宅障害者小規模作業所	1	-	1	2
	知的障害者更生施設	1	-	-	1
	知的障害者授産施設	1	-	1	2
	在宅障害者小規模作業所	-	1	1	2
	知的障害者グループホーム	5	-	3	8
	在宅知的障害者デイサービスセンター	-	-	1	1
	障害児通園事業（デイサービス）実施施設	1	-	-	1
	計	10	1	7	18

資料：宮崎県ホームページ、平成23年度 公共施設状況調査

③主な公共施設

圏域内の主な公共施設は、文化施設が12施設、体育施設が32施設となっています。

主な公共施設

(単位：所)

区分	施設の種類	小林市	えびの市	高原町	合計
文化施設	文化会館等	2	1	-	3
	公民館	3	5	1	9
	計	5	6	1	12
体育施設	体育館	13	5	3	21
	陸上競技場	1	-	-	1
	野球場	6	1	1	8
	プール	2	-	-	2
	計	22	6	4	32

資料：平成23年度 公共施設状況調査

第3章 圏域の将来像

1 圏域の課題と対応策（取組の方向性）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 保健・医療

医師、看護師をはじめとする医療従事者の不足は深刻で、その確保は喫緊の課題であり、地域ぐるみの理解と協力が不可欠です。

また、圏域での各種健（検）診の受診率が低く、受診率向上が課題であり、健康長寿をめざすため、健康意識を高める必要があります。

さらに、圏域は、自殺死亡者が県内でも非常に多くなっており、自殺者数の減少を図るため、相談体制や啓発の連携した取組が重要です。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none">●安心できる医療体制を確保するため、医療従事者の確保や在宅当番制を維持するほか、災害時の医療救護に備えるとともに、地域住民に対して、地域医療の現状を周知する。●予防接種や各種健（検）診等を推進し、健康意識の向上を図り、各種健（検）診については、圏域で共同して啓発を図り、各医療機関での個別健（検）診の受診を呼びかける。●自殺対策については、連携してできる事業強化を図るとともに、圏域の住民がいずれの市町でも相談できるようにする。
-------------------	--

② 福祉・介護

高齢化の進展により今後増加が予想される介護認定審査において、認定審査業務を円滑に遂行するための体制の充実を図り、審査会委員要件の専門職等の確保及び圏域内で公平性のある統一した審査判定レベルを確保する必要があります。

障がい者福祉においては、障害者総合支援法の施行等により障害福祉サービスの需要が高まり相談業務等が増加することが見込まれ、これらの業務に係る専門職員の確保が課題です。

子育て支援においては、市町独自の取組だけでは限界があり、対象等を圏域に拡大して充実を図る必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none">●介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を圏域共同で運営し、審査内容の公平性の確保等を図る。●圏域内の市町が共同して、障がい者相談支援に関する業務を実施する。
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポートセンター事業は、サポーターの要件等を調整した上で、事業の対象区域を圏域内へ拡大し、効率的・効果的な事業として展開する。 ●圏域市町の子育て支援センターの持ち回りによるイベントの合同開催や事業の対象区域を圏域内へ拡大し子育ての負担軽減を図る。
--	---

③ 教育・文化芸術

充実した人生を送るため、生涯学習への期待と関心が高まっています。特に、高齢期を迎えた団塊世代の学習ニーズは今後、質的にも変化していくと考えられ、学習成果の発表や地域で実践できるような活動支援が求められています。

また、本圏域には、天孫降臨の神話をはじめ、各地域に有形無形の貴重な文化財が残っており、その適切な保全・継承と活用が課題となっています。

さらに、多種多様な優れた文化・芸術鑑賞等に触れる機会が少ないことも課題です。

<p style="text-align: center;">主な対応策 (取組の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の一人ひとりへ生涯を通じ、関心や能力に合った学習機会を提供するとともに、学習成果を発表する場の設定などにより実践に結び付けていくための取組を行う。 ●住民がそれぞれの地域の文化・伝統芸能の価値を再確認し、保存・伝承を進めるため、保存団体等への支援を行い、貴重な文化財の広域的な普及広報による文化資源としての活用を図る。 ●文化会館等を活用し、住民が質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会を提供する取組を行う。
---	--

④ 産業振興

物産、観光等の振興を図るうえで、大都市圏域でのPR等が重要となりますが、単独自治体での取組には限界があり、企業誘致を含めて圏域での連携が必要です。

農業の振興においては、有害鳥獣防止対策や農業生産力の向上を図る西諸畑地かんがい事業の早期完成が望まれています。また、畜産の振興においては、口蹄疫等の侵入防止対策が重要であり、これらを圏域内で連携して取り組んでいくことが必要です。

さらに圏域共通の資源である霧島ジオパークの推進は、広域的な観光の振興においても重要な要素であることから圏域で連携した取組が必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ●物産、観光等の振興を図るため、大都市圏での物産展の合同開催や企業誘致の推進のための連携を行うとともに、大都市圏における合同事務所の開設について研究・検討を行う。 ●有害鳥獣防止対策や西諸畑地かんがい事業及び口蹄疫等侵入防止対策について、圏域で連携して取り組む。 ●霧島ジオパークを推進し、広域的な観光の振興に取り組む。
-------------------	--

⑤ 防災

あらゆる災害に対応するため、迅速な情報収集・情報伝達に必要な防災システムの整備及び圏域市町の連絡体制（防災無線、衛星電話、防災メールなど）や応援体制の整備が必要です。

また、大規模・広域的な災害の発生に備え、資機材・備蓄品等の整備を行う必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる災害に対応するため、圏域の情報収集・情報伝達を図り、衛星電話等の整備を行う。 ●大規模・広域的な災害の発生に備え、資機材・備蓄品の整備を西諸広域災害支援拠点施設（消防本部）で行う。 ●二市一町の災害時における水道の応援に関する協定を締結し、緊急時のさらなる体制の強化を図る。
-------------------	--

⑥ 環境

一般廃棄物の処理については、小林市で行っている廃プラスチックの共同処理において、施設・設備の整備を行う必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ●小林市で行っている廃プラスチックの共同処理を継続する中で、年次的に施設・設備の整備を行っていくよう調整を図る。
-------------------	--

⑦ その他（えびの駐屯地の存続等についての活動の連携）

陸上自衛隊えびの駐屯地は、これまでの国の施策により、平成 17 年以降隊員が大幅に縮小されている現状です。えびの駐屯地は、圏域の地域活性化に大きく寄与し、災害時には救助活動を展開するなど圏域との結びつきが深いため、増員増強について、圏域共同で活動を展開する必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域で構成するえびの駐屯地存続期成同盟会を中心とした連携を強化し、圏域共同で活動を展開する。
-------------------	---

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

①地域公共交通

地域公共交通については、圏域市町でそれぞれ取組を行っていますが、将来的には、各市町の取組を整理したうえで、圏域全体でどう取り組んでいくかという検討が必要と思われます。

圏域を結ぶバス路線については、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るために運行路線の存続が求められます。

鉄道においては、平成 25 年 10 月に J R 吉都線が全線開業 100 周年を迎えることから、これを契機に記念イベント等を行い、圏域全体で路線維持や圏域の活性化につなげていく取組が必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none">● 圏域を結ぶバス路線を運行する事業者への必要な支援を行い、バス路線の存続を図る。● J R 吉都線開業 100 周年を契機に、各種記念イベント等の継続的な実施や住民協働により観光列車を誘致するなどして、鉄道路線の維持や地域活性化を図る。
-------------------	--

②道路等の交通インフラの整備

住民生活、産業及び経済活動を支える交通ネットワークを強化し、圏域内外の円滑な広域交通を確保するため、主要幹線道路の整備促進や生活圈相互を結ぶ幹線道路の整備など、連携して交通インフラの整備拡充を図る必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	<ul style="list-style-type: none">● 圏域内の道路ネットワークの構築に必要な国・県道等の整備を促進する活動を連携して行う。● 市町界の生活幹線道路及び圏域内外を結ぶ主要国・県道のネットワークを補完する生活幹線道路の整備を行う。
-------------------	---

③地域内外の住民との交流・移住促進

都市と農村など地域内外の住民との交流を促進し、地域の活性化を図るためには、圏域内連携によるグリーン・ツーリズム、農家民泊の推進、教育旅行の受け入れの推進などが重要です。また、圏域内の温泉施設や宿泊施設等を活かしたスポーツ大会及び合宿等の誘致に圏域市町が連携して取り組む必要があります。

移住定住の促進については、空き家等情報バンクの構築や充実、情報発信や P R の強化が課題であり、また低コストで体験滞在が可能となる取組も求められています。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域市町が連携して、農家民泊をはじめとする、体験型観光、グリーン・ツーリズム、教育旅行の受け入れ等の推進や協力へ向けて検討・協議を行う。 ●圏域市町連携により温泉施設などを十分に活用して、スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致を推進し、経済波及効果につなげる。 ●移住定住情報を圏域合同で発信する。 ●空き家等情報バンクの構築や充実に取り組む。 ●都市部でのPR・相談会を圏域合同で開催する。 ●低コストで体験滞在が可能となる取組を行う。
---------------------------	--

④その他（交通安全・防犯、男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携）

住民の安心・安全のため、交通安全や防犯について、圏域内の住民への啓発が必要です。

男女共同参画社会づくりにおいては、一つひとつの積み重ねが必要であり、そのために啓発が重要です。

人権啓発においては、長期的な視野に立ったたゆまぬ活動が必要です。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全や防犯について、圏域内連携により啓発や研修会等を実施する。 ●男女共同参画社会構築や人権啓発について、圏域内連携による啓発イベントの実施や相談体制の充実を図る。
---------------------------	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

①宣言中心市等における人材の育成

②圏域内市町の職員等の交流

地方分権の進展や住民ニーズの多様化・高度化が進む中、基礎自治体においては、これまで以上に主体性と責任を持った行政運営を行うことが求められています。

このため、それらに的確に対応できる自治体職員の資質向上及び能力向上が重要な課題です。

主な対応策 (取組の方向性)	●圏域全体を視野に入れたマネジメント能力を有する自治体職員の育成を図るとともに自治体間の職員交流を図る。
-------------------	--

③市民協働の推進

協働のまちづくりを進めるためには、NPO（市民活動団体）の活性化と市民活動の促進、並びに広域的な情報交換などの仕組みづくりが必要です。

また、地域コミュニティ活動や市民活動等を含めた協働によるまちづくりの啓発が不足しており、市民活動等に対する住民の理解促進、行政職員の意識改革も併せて行うことが必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	●市民活動支援センターとの協働による事業の実施や市民活動団体の活動を紹介する仕組みの構築を図る。 ●協働によるまちづくりの啓発イベント等の実施及び広報紙やホームページ等による情報発信を行う。
-------------------	--

④地域づくりに資する人材育成

地域づくりにおいては、リーダーの育成が重要です。

防災や福祉、医療、教育などあらゆる分野におけるリーダーを育成し、地域づくりにおいてそれぞれの活動の場を創出することが必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	●多岐にわたるメニューを内容とした連続講座等を開催する。 ●行政職員との意見交換や先進地への視察研修を実施する。
-------------------	---

2 圏域の将来像

今日、我が国は急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、宮崎県の人口も、2010年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約18,000人減少しています。

さらに、今後少子高齢化が進行し、老年人口が増加するにもかかわらず、生産年齢人口が減少していくことが予想されています。

本圏域においてもその傾向は顕著であり、人口の流出による地域活力の低下が、圏域を構成するすべての市町にとって避けては通れない大きな課題となっています。

このため、今後予想される人口減少社会に対応し定住人口を確保するために、圏域の市町が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要となります。

また、定住人口の確保だけでなく、経済面や生活面での都市と地方との格差が広がる中、人口が集積する大都市圏からの人の流れを創出し、交流人口の拡大を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に生かし、圏域に潜在している発展の可能性を着実に実現していくことが必要です。

このような観点から、本圏域においては、圏域市町が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられる「魅力ある住みよいまち にしもろ」を将来像として具体的な取組を進めていきます。

第4章 具体的な取組内容

具体的な取組内容の体系図

政策	分野	取組事項	具体的な取組	
生活機能の強化	1 保健・医療	(1) 圏域医療体制の充実	日曜・休日在宅当番医制運営事業	
			日曜・休日急患診療確保対策事業	
			地域医療従事者育成確保推進事業	
			災害時医療救護事業	
	2 福祉・介護	(2) 地域医療を守る体制の推進	地域医療住民啓発事業	
			(3) 住民の健康増進	予防接種・個別検診体制強化事業
				健（検）診推進事業
			(4) 自殺対策	自殺予防対策事業
	3 教育・文化芸術	(1) 審査会業務の連携	西諸地域介護認定審査会共同運営事業	
			(2) 障がい者福祉の充実	障がい者相談支援事業
				ファミリーサポートセンター事業
			(3) 子育て支援の充実	地域子育て支援センター事業
	(1) 生涯学習の推進	生涯学習推進事業		
		(2) 文化芸術の振興	文化財保存・活用事業	
			ガイドボランティア育成事業	
			文化芸術イベント等開催事業	
	郷土芸能伝承普及事業			
	4 産業振興	(1) 物産品のPR・販売及び地域ブランド商品づくり	合同事務所開設研究・検討事業	
			物産展開催事業	
		(2) 有害鳥獣被害防止対策	有害鳥獣駆除対策事業	
		(3) 農業の振興	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		(4) 畜産の振興	口蹄疫等侵入防止事業	
			家畜衛生対策事業	
		(5) 企業誘致の推進	企業誘致推進事業	
		(6) 霧島ジオパークの推進を含めた広域的な観光の振興	霧島ジオパークツアー開催事業	
			霧島ジオパーク案内看板等整備事業	
			霧島ジオパーク観光振興事業	
	5 防災	(1) 防災体制の整備	防災情報伝達システム等整備事業	
(2) 広域備蓄体制の整備		広域的資機材・備蓄等整備事業		
(3) 災害時支援体制の充実		水道の緊急応援体制確立事業		
6 環境	一般廃棄物処理の広域化の推進	廃プラスチック処理事業		
7 その他	えびの駐屯地の存続等についての活動の連携	えびの駐屯地存続・強化支援事業		

政策	分野	取組事項	具体的な取組
結びつきやネットワークの強化	1 地域公共交通	(2)生活路線や交通手段の確保及び強化	圏域生活バス路線支援事業
			吉都線開業100周年記念事業
	2 道路等の交通インフラの整備	幹線道路等の整備促進	主要幹線道路等整備促進事業
			川無・広原線道路改良事業
			生活幹線道路等整備事業
	4 地域内外の住民との交流・移住促進	(1)交流の促進	農家民泊、グリーン・ツーリズム推進事業
			スポーツ大会・合宿誘致等推進事業
		(2)移住定住の促進	移住定住情報圏域合同発信事業
			合同PR・相談会開催事業
			短期型滞在等受入整備・充実事業
			空き家等情報バンク推進事業
	5 その他	(1)交通安全・防犯	交通安全・防犯研修会開催事業
			男女共同参画啓発イベント開催事業
		(2)男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携	人権啓発イベント開催事業
			圏域内相談体制確立事業
圏域マネジメント能力の強化	1 宣言中心市等における人材の育成	人材育成の推進	合同職員研修開催事業
			ふるさと再生合同調査研究事業
	2 圏域内市町の職員等の交流	職員の相互人事交流	職員人事交流事業
			市民活動の推進
	3 市民協働の推進	(1)NPO等の市民活動の促進	市民活動団体支援事業
		(2)協働によるまちづくりの啓発	協働によるまちづくりフォーラム開催事業
	4 地域づくりに資する人材育成	地域づくりリーダーの育成	地域づくりリーダー育成事業

※分野及び取組事項の番号については、定住自立圏の形成に関する協定書に基づく番号です。

1 具体的な取組内容

※事業費は、おおよその見込みであり、.....➡ は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

協 定 項 目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療					
	取 組 事 項	(1) 圏域医療体制の充実					
協定の内容	【取組内容】 ア 圏域の初期救急医療体制の維持、充実のため、日曜休日在宅当番医制の安定運営を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、関係機関との調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担する。						
期待される効果	日曜・祝日等における昼間の在宅当番医制を広域的な連携を図りながら実施することにより、安定した初期救急医療の提供体制が維持されるとともに、住民が安心して日常生活を送ることができるための基盤が確立される。						

事 業 名	日曜・休日在宅当番医制運営事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事 業 概 要	圏域の初期救急医療体制の維持充実のため、日曜・休日における救急患者が、適切な医療をより早く受けられる体制を整備する。					
役 割 分 担	小林市は、関係機関及びえびの市、高原町との連絡調整を行う。 各自自治体は必要な経費を負担する。					
事 業 費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	4,044	4,044	4,044	4,044	4,044	20,220
補助制度等						

事業名	日曜・休日急患診療確保対策事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域での日曜・休日の在宅医確保策として、それぞれの市町の医師団へ補助を行う。					
役割分担	各市町の医師団への支援を各自治体が行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	4,125	4,125	4,125	4,125	4,125	20,625
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療					
	取組事項	(1) 圏域医療体制の充実					
協定の内容	【取組内容】 イ 圏域の医療体制を支える医療従事者の育成・確保について、圏域内連携により関係機関と連携して取り組む。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。						
期待される効果	医療従事者の育成・確保に向けた取組を圏域市町の連携により行うことにより、慢性的な不足に陥っている圏域の医療従事者の育成・確保がより効果的に図られる。また、関係機関と連携して取組を行うことにより、中長期的な視点から地域医療の確保が図られる。						

事業名	地域医療従事者育成確保推進事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域の医療体制を支える医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。						
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関と連携し、事業を実施する。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	3,276	3,276	3,276	3,276	3,276	16,380	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療				
	取組事項	(1) 圏域医療体制の充実				
協定の内容	【取組内容】 り地震や風水害など自然災害により、医療救護の必要が生じた場合、関係機関と連携して迅速な救急医療の展開を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努めるとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努める。					
期待される効果	災害時に圏域市町と関係機関が連携することにより、迅速な救急医療の展開が可能になる。					

事業名	災害時医療救護事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	地震や風水害など自然災害により、医療救護の必要が生じた場合、関係機関と連携して迅速な救急医療の展開を図る。					
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努める。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
→					
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療					
	取組事項	(2) 地域医療を守る体制の推進					
協定の内容	【取組内容】 「医療は限りある資源」であり、その有効活用が必要であるため、適正受診の啓発や診療情報の提供を進めるなど、圏域ぐるみで地域医療を守り支える体制を確立する。						
	【甲（小林市）の役割】 乙や住民団体と共同で地域住民等への啓発等の取組を行うとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲や住民団体と共同で地域住民等への啓発等の取組を行う。						
期待される効果	住民団体と共同で地域住民への啓発の取組を行うことにより、医療に関する住民の理解が促され、適正な受診につながると同時に、地域医療を自ら守っていこうという意識が図られ、医師や医療従事者の負担軽減につながる。						

事業名	地域医療住民啓発事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	かかりつけ医や医療機関の役割分担、適正受診の徹底のための啓発パンフレット、医療機関の診療情報の提供のための医療ガイド等を作成・配布し、住民団体と共同で地域住民への啓発の取組を行う。						
役割分担	各自治体は、圏域市町及び住民団体と共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	12,495	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療					
	取組事項	(3) 住民の健康増進					
協定の内容	【取組内容】 ア 予防接種や個別検診等の保健サービスの提供に関する充実策の検討や連携強化及び関係機関と連携して体制の強化を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。						
期待される効果	西諸地区市町保健連絡協議会において予防接種や個別検診等の保健サービスに関する充実策の検討を行い、圏域市町や関係機関と連携して体制の強化を図ることにより、圏域住民の健康増進と疾病の予防による健康寿命の延伸が図られる。						

事業名	予防接種・個別検診体制強化事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	西諸地区市町保健連絡協議会において、予防接種や個別検診等の保健サービスに関する充実策の検討や連携強化及び関係機関と連携して体制の強化を図る。						
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	649	649	649	649	649	3,245	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療					
	取組事項	(3) 住民の健康増進					
協定の内容	【取組内容】 イ 疾病の早期発見、早期治療と圏域住民の健康増進を図るために、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。						
期待される効果	健康教育や健康相談、訪問指導の実施により圏域住民の健康増進と疾病の予防を図る。また各種健（検）診の実施により、疾病の早期発見、早期治療が可能になり、圏域住民の健康を維持・増進する。						

事業名	健（検）診推進事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	健康教育や健康相談、訪問指導に加え、特定健診、がん検診などの健（検）診を実施し、圏域住民の健康を増進し、受診率の向上対策に取り組み、圏域の保健衛生水準の向上を図る。						
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 （千円）	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	243,032	238,381	238,381	238,381	238,381	1,196,556	
補助制度等	がん検診推進事業費補助金、健康増進事業費県補助金、特定健康診査等国・県負担金、長寿健診受託事業収入、県特別調整交付金、県後期高齢者健康診査受託事業収入						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 保健・医療					
	取組事項	(4) 自殺対策					
協定の内容	【取組内容】 圏域内連携でこころの相談の相互利用を促進するなど相談体制の充実や啓発活動等の充実により自殺対策の充実を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。						
期待される効果	こころの健康づくりや自殺予防対策を圏域市町や関係機関・団体が連携協力して取り組み、人と人とのつながりのある住み心地の良いまちづくりを目指すことで、圏域市町の住民の意識啓発と自殺者の減少につながる。						

事業名	自殺予防対策事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	こころの健康づくりや自殺予防対策について、正しい知識の普及啓発や相談体制の充実に取り組む。						
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関・団体と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	10,668	7,871	7,871	7,871	7,871	42,152	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	2 福祉・介護					
	取組事項	(1) 審査会業務の連携					
協定の内容	【取組内容】 介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障がい程度区分認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。						
	【甲（小林市）の役割】 介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 共同設置されている「介護認定審査会」「障害程度区分認定審査会」により、西諸圏域における審査内容の公平性の確保や審査会の効率的運営が図られる。						
期待される効果	共同設置されている「介護認定審査会」「障害程度区分認定審査会」により、西諸圏域における審査内容の公平性の確保や審査会の効率的運営が図られる。						

事業名	西諸地域介護認定審査会共同運営事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を圏域市町で共同運営する。						
役割分担	各自治体は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	31,540	31,540	31,540	31,540	31,540	157,700	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	2 福祉・介護					
	取組事項	(2) 障がい者福祉の充実					
協定の内容	【取組内容】 障がい者やその家族に対する相談業務及び支援を充実できるよう、圏域内の市町が共同して障がい者支援に関する業務を実施する。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と共同して、障がい者支援に関する事業を実施する。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と共同して、障がい者支援に関する事業を実施する。						
期待される効果	増加する相談業務等に対応する職員の確保及び情報の共有化が図られ障がい者福祉の向上につながる。						

事業名	障がい者相談支援事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域2市1町で指定相談支援事業者へ委託し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など障がい者福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助を行う。						
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関と共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	2 福祉・介護					
	取組事項	(3) 子育て支援の充実					
協定の内容	【取組内容】 圏域内の子育て支援の充実を図るため、子育て支援事業の対象区域の拡大や交流機会の提供に取り組む。						
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 乙と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組むとともに、取組の調整を行う。 (イ) 乙や関係機関と連携し、子育て支援イベント等の企画、開催及び取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組む。 (イ) 甲と連携し、子育て支援イベント等を開催する。						
期待される効果	子育て支援サービスの選択肢が増えることにより、安心して子育てができる環境整備につながる。						

事業名	ファミリーサポートセンター事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組み、子育ての「手助けをしてほしい人」と「手助けができる人」が会員登録を行い、地域において相互に助け合う福祉サービスを提供する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	4,097	4,197	5,097	5,097	5,097	23,585
補助制度等						

事業名	地域子育て支援センター事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域内の市町の子育て支援センターのイベントの合同開催や、圏域内市町合同で持ち回りによる子育て支援イベントを企画、開催する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	24,688	24,688	24,688	24,688	24,688	123,440
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	3 教育・文化芸術				
	取組事項	(1) 生涯学習の推進				
協定の内容	【取組内容】 圏域内で取り組まれている各種生涯学習の成果を披露するイベント等を開催し、交流を図ることで生涯学習の推進を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、生涯学習推進イベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、生涯学習推進イベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。					
期待される効果	圏域内で取り組まれている生涯学習の成果を披露することにより、自己の活力増進や他者の活動事例による新たな生きがい活動の創出などが図られるとともに、学習の成果が地域づくりなど実践される契機となるなど生涯学習の推進が図られる。					

事業名	生涯学習推進事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域内で取り組まれている各種生涯学習の成果を披露するイベントを実施する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町共同で、または連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
→					
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	3 教育・文化芸術				
	取組事項	(2) 文化芸術の振興				
協定の内容	【取組内容】 ア 圏域内の文化財を網羅したマップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内連携による広域的な普及広報を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、マップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内の文化財の広域的な普及広報に資する取組を行うとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、マップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内の文化財の広域的な普及広報に資する取組を行う。					
期待される効果	圏域内の貴重な文化財を網羅したマップの作成により、広域的な文化財の歴史的関連性などが確認でき、圏域住民等へ文化財の普及広報が図られる。また、広域ガイドボランティアの育成により、圏域住民や児童生徒へ郷土の歴史、文化財の普及活動の推進と圏域外からの交流人口増が期待できる。					

事業名	文化財保存・活用事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	文化財保存調査委員会等において、圏域内の文化財の保存、活用方法について検討を進め、事業を実施する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係機関・団体と連携し、事業に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
→					
補助制度等						

事業名	ガイドボランティア育成事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	郷土への愛着と文化財保護の意識向上および文化財の普及活動の推進を図るため文化財ガイドボランティアを育成する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係団体と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
→					
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	3 教育・文化芸術				
	取組事項	(2) 文化芸術の振興				
協定の内容	【取組内容】 イ 文化会館等を有効活用し、文化芸術イベント等を共同開催するなど文化芸術鑑賞等の機会の提供を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、文化芸術鑑賞イベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、文化芸術鑑賞イベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。					
期待される効果	圏域住民が優れた文化芸術鑑賞の機会が増えることにより、豊かで充実した生活を送る生涯学習に結びつくものであるとともに、共同開催することでコストの削減が図られる。					

事業名	文化芸術イベント等開催事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	文化芸術イベント等を開催し、文化芸術鑑賞等の機会の提供を図る。					
役割分担	各自治体は、圏域市町共同で、または連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
➡					
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	3 教育・文化芸術				
	取組事項	(2) 文化芸術の振興				
協定の内容	【取組内容】 り 圏域内に伝わる郷土芸能の伝承を図るため、関係団体への支援や、圏域内の関係団体が連携したイベント等を開催するなど郷土芸能の伝承普及を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、関係団体への支援やイベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、関係団体への支援やイベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。					
期待される効果	地域で伝承されている伝統芸能を更に後世に引き継いでいくための諸道具の整備等支援や関連イベント等を開催を通して、圏域住民の伝統芸能への理解とともに伝承活動の推進が期待できる。					

事業名	郷土芸能伝承普及事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	郷土芸能の伝承普及を図るため、関係団体への支援や関連イベントを実施する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町及び関係団体と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
>					
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 産業振興					
	取組事項	(1) 物産品のPR・販売及び地域ブランド商品づくり					
協定の内容	【取組内容】 大都市圏等に圏域情報の発信拠点としての合同事務所開設の検討や、圏域連携により圏域内外で実施されるイベントや物産展等において物産品のPR・販売を行う。また、地元農産物や特産品を活用した地域ブランド商品づくりに取り組み地域産業の振興を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 乙と共同で大都市圏等の合同事務所開設について検討を行う。 (イ) 乙及び関係団体等と連携し、圏域内物産品のPR活動や販売促進に資する取組を行うとともに、取組の調整を行う。 (ウ) 乙及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と共同で大都市圏等の合同事務所開設について検討を行う。 (イ) 甲及び関係団体等と連携し、圏域内物産品のPR活動や販売促進に資する取組を行う。 (ウ) 甲及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。						
期待される効果	大都市圏域において、2市1町合同での観光物産展を開催することにより、特産品の販売促進、PR活動に資することができる。 共同で行う事により、効率的・効果的に実施できる。						

事業名	合同事務所開設研究・検討事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	大都市圏等での合同事務所開設について、検討・協議を行う。						
役割分担	圏域市町は、連携して検討・協議を行う。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
→						
補助制度等							

事業名	物産展開催事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	都市圏（関東、関西）での観光物産展等のイベント開催を通じて、圏域の物産販売や情報発信を圏域合同で行う。						
役割分担	圏域市町は、連携・協力し、事業の実施に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
→						
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 産業振興					
	取組事項	(2) 有害鳥獣被害防止対策					
協定の内容	【取組内容】 有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、圏域内連携により有害鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。						
期待される効果	連携して行う事により効果的な捕獲対策ができる。						

事業名	有害鳥獣駆除対策事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	カラス、鹿、イノシシ等の有害鳥獣駆除及び電気牧柵の設置等による被害防止対策について、市町境における対策等の協議を行いながら実施する。						
役割分担	圏域市町は、連携・協力して事業に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	69,904	66,636	66,636	66,636	66,636	336,448	
補助制度等	鳥獣保護区被害防止対策事業費補助金、シカ捕獲促進事業費補助金、地域総合鳥獣被害防止支援事業費補助金						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 産業振興					
	取組事項	(3) 農業の振興					
協定の内容	【取組内容】 農業の振興を図るため、圏域内連携により安心・安全という付加価値を付け農家の所得向上と経営の安定を図る持続性の高い農業生産方式を推進するとともに、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進を図る。また、就農に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。						
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 乙と連携し、エコファーマーを増やす取組を行う。 (イ) 乙と連携し、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進に取り組む。 (ウ) 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と連携し、エコファーマーを増やす取組を行う。 (イ) 甲と連携し、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進に取り組む。 (ウ) 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。						
期待される効果	共同で行う事により、効率的・効果的に実施できる。						

事業名	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会において、畑地かんがい事業の啓発や早期完成をめざし事業の推進を図る。					
役割分担	各自治体は、必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	15,978	15,978	15,978	15,978	15,978	79,890
補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 産業振興					
	取組事項	(4) 畜産の振興					
協定の内容	【取組内容】 安定した畜産経営を確立するため、圏域内連携により家畜の防疫体制の強化に取り組む。						
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 乙と連携し、「口蹄疫等発生時の防疫業務等に関する西諸県地域相互応援協定書」に基づき、口蹄疫等発生時などにおける対策を講じる。 (イ) 乙と連携し、各畜産農家における農場の衛生管理の向上や病原体の侵入防止対策を図る取組を行うとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と連携し、「口蹄疫等発生時の防疫業務等に関する西諸県地域相互応援協定書」に基づき、口蹄疫等発生時などにおける対策を講じる。 (イ) 甲と連携し、各畜産農家における農場の衛生管理の向上や病原体の侵入防止対策を図る取組を行う。						
期待される効果	消毒薬による畜舎消毒及びハエ等の害虫駆除の実施により農場防疫の強化促進を図るとともに、畜産農家個々の飼養衛生管理水準の向上や病原体の侵入防止対策を実施することで、地域全体の清浄性を向上させ、病原体が侵入しづらい地域を形成する。						

事業名	口蹄疫等侵入防止事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	海外悪性伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）の侵入を未然に防止するため、各農場における防疫の強化による衛生水準の向上を図る。						
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	18,250	
補助制度等							

事業名	家畜衛生対策事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	消毒薬等を配布することにより、家畜の疾病予防及び伝染病の発生防止、畜産農家の防疫意識の向上を図る。						
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	2,687	2,687	2,687	2,687	2,687	13,435	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 産業振興					
	取組事項	(5) 企業誘致の推進					
協定の内容	【取組内容】 圏域内への企業誘致を推進するため、圏域内連携により、企業誘致のための情報の発信、雇用の確保のための連携及び誘致活動の推進等を行う。						
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。						
期待される効果	それぞれの特徴を活かした企業誘致が可能になる。						

事業名	企業誘致推進事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	企業誘致に関連する各種展示会への合同参加やパンフレットを活用しての誘致活動を行う。						
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業を実施する。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 産業振興					
	取組事項	(6) 霧島ジオパークの推進を含めた広域的な観光の振興					
協定の内容	【取組内容】 圏域内連携によるジオツアーの開催や説明案内看板の整備など霧島ジオパークを推進するとともに、ジオパークの活用を含めた広域的な観光振興の充実及び体制の強化を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係市町と連携し、霧島ジオパークの推進及び広域的な観光振興の充実及び体制の強化に取り組む。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係市町と連携し、霧島ジオパークの推進及び広域的な観光振興の充実及び体制の強化に取り組む。						
期待される効果	霧島ジオパークの周知及び圏域の観光振興が図られる。						

事業名	霧島ジオパークツアー開催事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	霧島ジオパークの名所を巡るツアーを、圏域市町で連携・協力し実施する。						
役割分担	小林市は、圏域市町と連携し、事業を実施する。 えびの市、高原町は、事業実施に必要な協力を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	393	393	393	393	393	1,965	
補助制度等	県地域力磨き上げ応援事業補助金						

事業名	霧島ジオパーク案内看板等整備事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	総合案内看板やサイン看板を霧島ジオパーク推進協議会や圏域市町で連携し、効率的な設置を行う。					
役割分担	各自治体は、圏域市町や関係市町と連携し、事業を実施する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	4,012	4,012
補助制度等	県地域力磨き上げ応援事業補助金					

事業名	霧島ジオパーク観光振興事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	霧島ジオパークに関連した大会等の企画・PR等を圏域市町で連携・協力して実施し、広域的な観光振興、地域活性化を図る。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携・協力し、事業を実施する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計

補助制度等						

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	5 防災					
	取組事項	(1) 防災体制の整備					
協定の内容	【取組内容】 あらゆる災害に対応するため、迅速な情報収集・情報伝達に必要な防災システムの整備や連絡機器の整備を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 圏域内の防災システム等の導入に係る調査・研究を行い、導入を図る。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、防災システム等の導入へ向けて取り組む。						
期待される効果	迅速な情報収集・情報伝達により住民の生命・財産を守り、関係機関の連携が図られる。						

事業名	防災情報伝達システム等整備事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	あらゆる災害に対応するため、迅速な情報収集・情報伝達に必要な防災システムの整備を図る。						
役割分担	小林市は、防災システムの導入へ向けた調査・研究を行い導入を図る。 えびの市、高原町は、小林市と連携し、導入へ向けて取り組む。 各自治体は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
➡	2,600	900	900	900	5,300	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	5 防災					
	取組事項	(2) 広域備蓄体制の整備					
協定の内容	【取組内容】 大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、資機材・備蓄品等の整備を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、備蓄体制等の在り方等について調整を図りながら、その体制整備に取り組む。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、体制整備に取り組む。						
期待される効果	広域的に備蓄することで局地的（小林市・えびの市・高原町単独で被災した場合）に災害が発生した場合、迅速な災害対応が可能となる。						

事業名	広域的資機材・備蓄等整備事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	資機材、備蓄品等を西諸広域災害支援拠点施設（消防本部）で広域的に整備する。						
役割分担	各自治体は、必要な経費を負担する。						
事業費 （千円）	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
➡	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	5 防災					
	取組事項	(3) 災害時支援体制の充実					
協定の内容	【取組内容】 災害時等の不測の事態に対応するため圏域内市町の連携を深め、応援支援体制の強化を図る。						
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域における相互応援に努める。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域における相互応援に努める。						
期待される効果	二市一町が連携することにより、緊急事態における給水活動等迅速な対応が期待できる。						

事業名	水道の緊急応援体制確立事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	二市一町の災害時における水道の応援に関する協定を締結し、緊急時の更なる体制の強化を図る。						
役割分担	各市町は協定締結及び協定書に基づく連携、協力を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
>						
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	6 環境					
	取組事項	一般廃棄物処理の広域化の推進					
協定の内容	【取組内容】 一般廃棄物の処理について、圏域で共同処理を行うとともに、循環型社会の構築に向けた広域的な施設整備について検討する。						
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、一般廃棄物の共同処理や広域的な施設整備について検討する。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、一般廃棄物の共同処理や広域的な施設整備について検討する。						
期待される効果	廃プラの処理を定住自立圏内の2市1町の共同で行うことにより、循環型社会の構築の推進を行う。						

事業名	廃プラスチック処理事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	プラスチック製容器包装の中間処理を圏域市町共同で行う。						
役割分担	小林市は、えびの市及び高原町から事業を受託し実施する。 えびの市及び高原町は、小林市へ必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	27,235	25,000	25,000	25,000	25,000	127,235	
補助制度等							

協定項目	政 策	生活機能の強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	7 その他					
	取組事項	えびの駐屯地の存続等についての活動の連携					
協定の内容	【取組内容】 様々な方面で圏域の地域活性化に大きく寄与し、災害時には救助活動を展開するなど圏域との絆の深いえびの駐屯地の存続や増員増強について、圏域内共同で活動を展開する。						
	【甲（小林市）の役割】 乙や関係市町及び関係団体と連携し、圏域内共同でえびの駐屯地の存続等についての活動を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲や関係市町及び関係団体と連携し、圏域内共同でえびの駐屯地の存続等についての活動を行う。						
期待される効果	駐屯地の存続・増員増強による定住人口の維持及び地域活性化への期待と災害時には、災害対応の迅速な支援が可能となる。						

事業名	えびの駐屯地存続・強化支援事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域で構成するえびの駐屯地存続期成同盟会を中心に、存続や増員増強について、圏域共同で活動を展開する。						
役割分担	各自治体は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	6,450	
補助制度等							

協定項目	政 策	結びつきやネットワークの強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 地域公共交通				
	取組事項	(2) 生活路線や交通手段の確保及び強化				
協定の内容	【取組内容】 ア 圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者への必要な支援を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。					
期待される効果	交通弱者の救済対策。生活バス路線の維持による市民満足度低下の防止。					

事業名	圏域生活バス路線支援事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域を結ぶ生活路線を運行する事業者への運行経費の助成等を行う。					
役割分担	各自治体が必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	16,902	17,865	17,865	17,865	17,865	88,362
補助制度等						

協定項目	政 策	結びつきやネットワークの強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 地域公共交通				
	取組事項	(2) 生活路線や交通手段の確保及び強化				
協定の内容	【取組内容】 イ 鉄道の路線維持と圏域の活性化を図るため、吉都線100周年を機に記念イベント等を行い、圏域全体で機運を醸成して観光列車の誘致に取り組む。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係市町と連携し、記念イベント等を計画し実施するとともに、観光列車誘致に向けた取組を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係市町と連携し、記念イベント等を計画し実施するとともに、観光列車誘致に向けた取組を行う。					
期待される効果	圏域住民の気運醸成及び吉都線の利用促進が図られるとともに、圏域経済及び圏域の活性化が図られる。					

事業名	吉都線開業100周年記念事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	各種記念イベント等の継続的な実施や、住民協働により観光列車を誘致するなどして、鉄道路線の維持や地域の活性化を図る。					
役割分担	各自治体は、圏域市町や関係団体と連携して、事業に取り組む。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	25,920	900	900	900	900	29,520
補助制度等	宮崎県口蹄疫復興ファンド事業助成金					

協定項目	策	結びつきやネットワークの強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分野	2 道路等の交通インフラの整備				
	取組事項	幹線道路等の整備促進				
協定の内容	【取組内容】 円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備促進や連携市町界及び圏域内の生活幹線道路等の整備推進のため連携し、物流の円滑化や生活の利便性の向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 圏域内外を結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について、乙と連携して取り組む。 (イ) 乙と連携し、市（町）界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と連携し、国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組む。 (イ) 甲と連携し、生活幹線道路、橋梁等の整備を推進する。					
期待される効果	圏域に架かる橋梁点検を行い、修繕計画に沿って管理することにより、安心安全な生活環境整備と財政負担の軽減を図る。 道路環境の整備により交通ネットワークを強化し、市民の利便性の向上や地域の活性化および生活環境の改善が図られる。					

事業名	主要幹線道路等整備促進事業				関係市町	小林市 えびの市
事業概要	圏域内の道路ネットワークの構築に必要な国・県道等の整備を促進するための活動を行う。（小林・えびの間道路改良促進期成同盟会において）					
役割分担	各自治体は、必要な経費を負担する。					
事業費 （千円）	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	100	100	100	100	100	500
補助制度等						

事業名	川無・広原線道路改良事業				関係市町	小林市 高原町
事業概要	小林市と高原町を結ぶ市道と町道を同時に整備し、市町を結ぶ幹線道路として利活用する。					
役割分担	各自治体は、連携して事業を実施する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	99,000	68,500	57,500			225,000
補助制度等	社会資本整備総合交付金					

事業名	生活幹線道路等整備事業				関係市町	小林市 高原町
事業概要	圏域内外を結ぶ主要国・県道のネットワークを補完する生活幹線道路の整備を行う。					
役割分担	各自治体は、連携して事業を実施する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	233,000	190,000	250,000	240,000	245,000	1,158,000
補助制度等	社会資本整備総合交付金					

協定項目	政 策	結びつきやネットワークの強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 地域内外の住民との交流・移住促進				
	取組事項	(1) 交流の促進				
協定の内容	【取組内容】 都市と農村との交流など地域内外の住民との交流を促進し、地域の活性化を図るため、圏域内連携によるグリーン・ツーリズム、農家民泊の推進や圏域の市町が有する文化・スポーツ施設、文化財、観光資源、人材等を広く活用した修学旅行、スポーツ・文化大会及び合宿等の誘致を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 乙と連携し、グリーン・ツーリズム、農家民泊を推進することにより新たな観光地づくりに取り組む。 (イ) 乙と連携し、圏域の市町が有する文化財、観光資源、観光農園（体験型）、人材等を広くPRし、修学旅行の誘致に取り組むとともに、企画及び取組の調整を図る。 (ウ) 乙と連携し、圏域の市町が有するスポーツ・文化施設や文化財、宿泊施設等を有効活用したスポーツ・文化大会及び合宿等の誘致に取り組むとともに、企画及び取組の調整を図る。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と連携し、グリーン・ツーリズム、農家民泊を推進することにより新たな観光地づくりに取り組む。 (イ) 甲と連携し、修学旅行の誘致に取り組む。 (ウ) 甲と連携し、スポーツ・文化大会及び合宿等の誘致に取り組む。					
期待される効果	合宿や大会等を誘致することによる経済波及効果及び農家民泊、修学旅行受け入れによる交流人口の増加と圏域内の活性化。					

事業名	農家民泊、グリーン・ツーリズム推進事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	都市と農村との交流など地域内外の住民との交流を促進し、地域活性化を図るため、農家民泊を柱とした圏域内連携による体験型観光の推進や修学旅行の誘致について検討・協議を行う。					
役割分担	圏域市町は、連携・協力して事業の実施に取り組む。 小林市は取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
➡					
補助制度等						

事業名	スポーツ大会・合宿誘致等推進事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域市町が有するスポーツ施設、観光資源、人材等を広く活用したスポーツ大会及び合宿の誘致等を行う。					
役割分担	圏域市町は、連携・協力して事業の実施に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	8,481	8,481	8,481	8,481	8,481	42,405
補助制度等						

協定項目	政 策	結びつきやネットワークの強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 地域内外の住民との交流・移住促進				
	取組事項	(2) 移住定住の促進				
協定の内容	【取組内容】 圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携したホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、都市部での合同PR・相談会の実施や短期型体験宿泊施設の整備など受入体制の充実に向けた取組を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 (ア) 乙と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。 (イ) 乙と共同でパンフレットを作成し、圏域合同で都市部でのPR・相談会の企画、宣伝、実施に取り組む。 (ウ) 乙と連携し、短期型宿泊施設の整備など移住希望者に対し、低コストでの短期型体験宿泊を可能にする取組を検討する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 (ア) 甲と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。 (イ) 甲と共同して、パンフレットの作成や都市部でのPR・相談会の宣伝、実施に取り組む。 (ウ) 甲と連携し、短期型宿泊施設の整備など移住希望者に対し、低コストでの短期型体験宿泊を可能にする取組を検討する。					
期待される効果	単独市町だけでは対応できない利用者ニーズにも圏域市町で連携することにより対応できる可能性が増える。 パンフレットの作成や、相談会なども低コストで実施することができ、移住者の受け入れも多岐にわたる。					

事業名	移住定住情報圏域合同発信事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域の移住定住に関する情報を合同発信する。					
役割分担	圏域市町は、連携・協力して合同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
➡					
補助制度等						

事業名	合同PR・相談会開催事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	都市部でのPR・相談会を合同で開催する。					
役割分担	圏域市町は、連携・協力して合同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
>					
補助制度等	宮崎県移住等促進支援事業補助金					

事業名	短期型滞在等受入整備・充実事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	短期型宿泊施設の整備や移住体験（お試し滞在）ツアーの実施など低コストでの短期型滞在が可能となる取組を行う。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業を実施する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	782	782	382	382	382	2,710
補助制度等						

事業名	空き家等情報バンク推進事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	空き家等情報バンクの構築や充実及び情報発信の強化を図る。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業を実施する。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	3,347	2,520	2,520	2,520	2,520	13,427
補助制度等	宮崎県移住等促進支援事業補助金					

協定項目	政 策	結びつきやネットワークの強化				関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	5 その他					
	取組事項	(1) 交通安全・防犯					
協定の内容	【取組内容】 交通安全や防犯について、連携して圏域内の住民に啓発を行うとともに、圏域内連携による研修・訓練等を実施する。						
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、住民への啓発や圏域内連携による研修・訓練等の企画・実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。						
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、住民への啓発や圏域内連携による研修・訓練等の企画・実施に取り組む。						
期待される効果	交通安全・防犯の啓発として、研修・訓練等を行うことで、住民の生命や地域の安全に対する意識向上が図られる。						

事業名	交通安全・防犯研修会開催事業					関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	交通安全・防犯に関する研修（講演会）を圏域内連携により開催する。						
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携・協力して事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
➤	300	300	300	300	1,200	
補助制度等							

協定項目	政 策	結びつきやネットワークの強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	5 その他				
	取組事項	(2) 男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携				
協定の内容	【取組内容】 男女共同参画社会構築や人権啓発について、圏域内連携により、住民への啓発を行うとともに、相談体制の充実や研修会等の開催に取り組む。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、住民への啓発、相談体制の充実や研修会等の開催などに取り組むとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、住民への啓発、相談体制の充実や研修会等の開催などに取り組む。					
期待される効果	圏域をともにすることによって、男女共同参画および人権等の啓発意事業の展開による効率化と内容充実が図られる。					

事業名	男女共同参画啓発イベント開催事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域外の外部人材活用を含め、著名な講師を招聘し共同で講演会を開催する。輪番制で開催地を変更していく。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携・協力し、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
➔					
補助制度等						

事業名	人権啓発イベント開催事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域外の外部人材活用を含め、著名な講師を招聘し共同で講演会を開催する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携・協力し、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
>					
補助制度等						

事業名	圏域内相談体制確立事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	男女共同参画社会や人権対策について、圏域内連携による相談体制の確立を図る。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携し、事業に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
>					
補助制度等						

協定項目	政 策	圏域マネジメント能力の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 宣言中心市等における人材の育成				
	取組事項	人材育成の推進				
協定の内容	【取組内容】 ア 職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。					
期待される効果	合同で研修を開催することにより、部門別における研修の開催が可能となり、更なる職員の資質向上及び能力の向上が期待される。また、研修費用の削減効果も期待できる。					

事業名	合同職員研修開催事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	部門別における研修や協働によるまちづくりなどをテーマにした研修を含めた職員研修等を、圏域市町合同で実施する。					
役割分担	圏域市町合同で事業を実施する。 小林市は、取組の企画及び調整を行う。 えびの市及び高原町は、事業実施に必要な連携・協力を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	100	400	400	400	400	1,700
補助制度等						

協定項目	政 策	圏域マネジメント能力の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	1 宣言中心市等における人材の育成				
	取組事項	人材育成の推進				
協定の内容	【取組内容】 イ 圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展をめざすとともに、当該職員の能力向上を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組むとともに、取組の調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組む。					
期待される効果	地域が抱える諸課題等を共有化することにより、市町の枠を越えて問題を解決する力が養われる。また、共同で課題解決に取り組みることにより、職員同士の信頼感が生まれ、活発な交流が期待できる。					

事業名	ふるさと再生合同調査研究事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域で抱える諸課題等を解決するため、合同で調査・研究を実施する。					
役割分担	圏域市町合同で事業を実施する。 小林市は、取組の企画及び調整を行う。 えびの市及び高原町は、事業実施に必要な連携・協力を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
➡	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000
補助制度等						

協定項目	政 策	圏域マネジメント能力の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	2 圏域内市町の職員等の交流				
	取組事項	職員の相互人事交流				
協定の内容	【取組内容】 職員の資質向上、連携強化を図るため、職員を相互に派遣し人事交流を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。					
期待される効果	分権型社会に適応した組織体系の強化を図るため、圏域市町間で必要とされる人材を補完し合い、人材の有効活用が図られる。また、圏域内市町の相互理解、連携強化及び相互の職員の資質向上が図られる。					

事業名	職員人事交流事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	地方自治法に基づいて、職員を相互に派遣し、人事交流を図る。					
役割分担	圏域市町の合意により、職員の人事交流を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
→					
補助制度等						

協定項目	政 策	圏域マネジメント能力の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	3 市民協働の推進				
	取組事項	(1) NPO等の市民活動の促進				
協定の内容	【取組内容】 圏域内のNPO及び各種市民活動団体等の活動を促進するため、甲の市民活動の拠点である小林市市民活動支援センターを活用して、圏域内のNPO等の情報提供や相談会等を実施する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、小林市市民活動支援センターにおいて、圏域内のNPO等の情報共有や情報提供及び相談会等の実施を検討する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、NPO等の市民活動促進へ向けた取組を検討する。					
期待される効果	圏域での市民活動の情報提供及び相談等により、市民活動支援等の内容充実がされ、人的交流の促進により市民による「マンパワー」が期待できる。					

事業名	市民活動団体支援事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	市民活動支援センターを活用し、圏域内の団体や市民に情報の提供や相談会を行う。また、圏域の団体の情報交換も行う。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携・協力して事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
→					
補助制度等						


協定項目	政 策	圏域マネジメント能力の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	3 市民協働の推進				
	取組事項	(2) 協働によるまちづくりの啓発				
協定の内容	【取組内容】 協働によるまちづくりの啓発のための圏域内で実施されるイベントや行事などについて、連携して圏域内の住民に周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、情報を共有し住民への周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、情報を共有し住民への周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。					
期待される効果	事業の内容が充実されるとともに、圏域内全体に協働のまちづくりに対する機運が醸成される。					

事業名	協働によるまちづくりフォーラム開催事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	圏域外の人材を活用するなどして、協働によるまちづくりに関するイベント等を圏域合同で開催する。					
役割分担	圏域市町は、連携・協力して共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
補助制度等						

協定項目	政 策	圏域マネジメント能力の強化			関係市町	小林市 えびの市 高原町
	分 野	4 地域づくりに資する人材育成				
	取組事項	地域づくりリーダーの育成				
協定の内容	【取組内容】 地域づくりリーダーを育成するために、圏域内連携により研修会や講座等を開催する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、研修会や講座等を企画・実施する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、研修会や講座等を企画・実施する。					
期待される効果	圏域外の外部人材及び地元の専門的な知識者による研修会を連携・協力して開催することで効率的な地域リーダー育成が図られる。					

事業名	地域づくりリーダー育成事業				関係市町	小林市 えびの市 高原町
事業概要	市民活動支援センターと連携し、圏域外の外部人材や地元の専門的な知識者等による研修会や講座等を開催する。					
役割分担	各自治体は、圏域市町と連携・協力して事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
	700	700	700	700	700	3,500
補助制度等						

2 共生ビジョン個別事業一覧表

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

○生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

(1) 圏域医療体制の充実

●日曜・休日在宅当番医制運営事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	日曜休日在宅当番医制運営事業 (在宅当番医制運営事業負担金)	日曜・休日における救急患者が、適切な医療をより早く受けられる体制を整備する。	2,224	2,224	2,224	2,224	2,224	11,120
えびの市	在宅当番医制運営費負担金	〃	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	5,725
高原町	日曜休日在宅医事業	〃	675	675	675	675	675	3,375
計			4,044	4,044	4,044	4,044	4,044	20,220




●日曜・休日急患診療確保対策事業


市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	日曜日等急患診療確保対策費補助	小林市内での日曜・休日の在宅医確保策として、小林医師団へ補助する。	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
えびの市	休日急患診療対策補助金	えびの市内での日曜・休日の在宅医確保策として、えびの市医師団へ補助する。	855	855	855	855	855	4,275
高原町	日曜休日在宅医謝金	高原町内での日曜・休日の在宅医確保策として、高原医師団へ補助する。	270	270	270	270	270	1,350
計			4,125	4,125	4,125	4,125	4,125	20,625

●地域医療従事者育成確保推進事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	地域医療従事者育成確保推進事業	圏域の医療体制を支える医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	9,155
えびの市	〃	〃	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	5,385
高原町	〃	〃	368	368	368	368	368	1,840
計			3,276	3,276	3,276	3,276	3,276	16,380

●災害時医療救護事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	災害時医療救護事業	自然災害により医療救護の必要が生じた場合に、関係機関と連携して迅速な救急医療の展開を図る。						
えびの市	〃	〃						
高原町	〃	〃						
計								

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

(2) 地域医療を守る体制の推進

● 地域医療住民啓発事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	地域医療住民啓発事業	啓発パンフレットや医療ガイド等を作成・配布し、住民団体と共同で地域住民への啓発の取組を行う。	2,225	2,225	2,225	2,225	2,225	11,125
えびの市	〃	〃	174	174	174	174	174	870
高原町	〃	〃	100	100	100	100	100	500
計			2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	12,495

(3) 住民の健康増進

● 予防接種・個別検診体制強化事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	予防接種・個別検診体制強化事業	西諸地区市町保健連絡協議会において、保健サービスに関する充実策等の検討を行うとともに、体制の強化を図る。	304	304	304	304	304	1,520
えびの市	〃	〃	196	196	196	196	196	980
高原町	〃	〃	149	149	149	149	149	745
計			649	649	649	649	649	3,245


● 健(検)診推進事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	健(検)診推進事業	健康教育、健康相談、訪問指導の実施 各種健(検)診の実施 受診率向上対策の取組	144,139	139,488	139,488	139,488	139,488	702,091
えびの市	〃	〃	62,322	62,322	62,322	62,322	62,322	311,610
高原町	〃	〃	36,571	36,571	36,571	36,571	36,571	182,855
計			243,032	238,381	238,381	238,381	238,381	1,196,556

(4) 自殺対策

● 自殺予防対策事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	自殺予防対策事業	小林市自殺対策協議会を設置し、地域ぐるみの自殺予防対策を推進する。 正しい知識の普及啓発 相談体制の充実	7,797	5,000	5,000	5,000	5,000	27,797
えびの市	〃	圏域内連携でこころの相談の相互利用を促進することによる相談体制の充実 情報の共有化	1,656	1,656	1,656	1,656	1,656	8,280
高原町	〃	〃	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	6,075
計			10,668	7,871	7,871	7,871	7,871	42,152

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

2 福祉・介護

(1) 審査会業務の連携

●西諸地域介護認定審査会共同運営事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	西諸地域介護認定審査会共同運営事業	介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会を圏域市町共同で運営する。	16,979	16,979	16,979	16,979	16,979	84,895
えびの市	"	"	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	50,325
高原町	"	"	4,496	4,496	4,496	4,496	4,496	22,480
計			31,540	31,540	31,540	31,540	31,540	157,700


(2) 障がい者福祉の充実

●障がい者相談支援事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	障がい者相談支援事業	圏域2市1町で指定相談支援業者へ委託し、相談、情報提供、サービス利用支援、権利擁護などの支援を行う。	4,170	4,170	4,170	4,170	4,170	20,850
えびの市	"	"	2,299	2,299	2,299	2,299	2,299	11,495
高原町	"	"	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	5,155
計			7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500


(3) 子育て支援の充実

●ファミリーサポートセンター事業




市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	ファミリーサポートセンター事業	事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組み、地域において相互に助け合う子育てサービスを提供する。	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009	15,045
えびの市	"	"	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	5,440
高原町	"	"		100	1,000	1,000	1,000	3,100
計			4,097	4,197	5,097	5,097	5,097	23,585

●地域子育て支援センター事業




市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	地域子育て支援センター事業	圏域内市町の子育て支援センターのイベントの合同開催 圏域内市町合同で持ち回りによる子育て支援イベントの開催	15,224	15,224	15,224	15,224	15,224	76,120
えびの市	"	"	7,250	7,250	7,250	7,250	7,250	36,250
高原町	"	"	2,214	2,214	2,214	2,214	2,214	11,070
計			24,688	24,688	24,688	24,688	24,688	123,440

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。




3 教育・文化芸術
 (1)生涯学習の推進
 ●生涯学習推進事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	生涯学習推進事業	圏域内で取り組まれている各種生涯学習の成果を披露する共同または連携イベントを実施する。						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								




(2)文化芸術の振興
 ●文化財保存・活用事業


市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	文化財保存・活用事業	圏域内文化財マップの作成等						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

●ガイドボランティア育成事業















市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	ガイドボランティア育成事業	文化財ガイドボランティアの育成						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

●文化芸術イベント等開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	文化芸術イベント等開催事業	共同または連携しての文化芸術イベント等を開催する。						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。







●郷土芸能伝承普及事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	郷土芸能伝承普及事業	関係団体への支援や関連イベントを共同または連携して実施する。						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

4 産業振興
















(1)物産品のPR販売及び地域ブランド商品づくり

●合同事務所開設研究・検討事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	合同事務所開設研究・検討事業	大都市圏等での合同事務所開設について、検討・協議を行う						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

※開設の研究・検討を2年間で実施します。その結果を受けて平成27年度以降は合同事務所共同開設事業等の別事業名へ変更されます。


●物産展開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	物産展開催事業	都市圏(関東・開催)での観光物産展等のイベントを通じて、圏域の物産販売や情報発信を圏域合同で実施する。						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

(2)有害鳥獣被害防止対策

●有害鳥獣駆除対策事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	有害鳥獣駆除対策事業	有害鳥獣駆除及び電気柵の設置等による被害防止対策について、市町境の対策の協議を行いながら実施する。	53,869	50,000	50,000	50,000	50,000	253,869
えびの市	"	"	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	33,180
高原町	"	"	9,399	10,000	10,000	10,000	10,000	49,399
計			69,904	66,636	66,636	66,636	66,636	336,448

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

(3) 農業の振興

●西諸地区農業水利総合開発事業促進協議運営事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	畑地かんがい事業の啓発及び推進を図る。	8,113	8,113	8,113	8,113	8,113	40,565
えびの市	〃	〃	3,586	3,586	3,586	3,586	3,586	17,930
高原町	〃	〃	4,279	4,279	4,279	4,279	4,279	21,395
計			15,978	15,978	15,978	15,978	15,978	79,890

(4) 畜産の振興

●口蹄疫等侵入防止事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	口蹄疫等侵入防止事業	口蹄疫や鳥インフルエンザ等の侵入を未然に防止するため、各農場における防疫の強化による衛生水準の向上を図る。	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
えびの市	〃	〃	850	850	850	850	850	4,250
高原町	〃	〃	800	800	800	800	800	4,000
計			3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	18,250


●家畜衛生対策事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	家畜衛生対策事業	消毒薬等の配布	1,412	1,412	1,412	1,412	1,412	7,060
えびの市	〃	消毒薬購入費助成	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
高原町	〃	資材等の確保	275	275	275	275	275	1,375
計			2,687	2,687	2,687	2,687	2,687	13,435

(5) 企業誘致の推進






●企業誘致推進事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	企業誘致推進事業	各種展示会への合同参加やパンフレットを活用しての誘致活動を行う。	500	500	500	500	500	2,500
えびの市	〃	〃	500	500	500	500	500	2,500
高原町	〃	〃	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
計			3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

(6) 霧島ジオパークの推進を含めた広域的な観光の振興
















●霧島ジオパークツアー開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	霧島ジオパークツアー開催事業	霧島ジオパークの名所を巡るツアーを、圏域市町で連携し、実施する。	222	222	222	222	222	1,110
えびの市	〃	小林市の事業実施に必要な協力を行う。						
高原町	〃	〃	171	171	171	171	171	855
計			393	393	393	393	393	1,965

●霧島ジオパーク案内看板等整備事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	霧島ジオパーク案内看板等整備事業	総合案内看板やサイン看板を連携して設置する。	830					830
えびの市	〃	〃	2,048					2,048
高原町	〃	〃	1,134					1,134
計			4,012	0	0	0	0	4,012

●霧島ジオパーク観光振興事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	霧島ジオパーク観光振興事業	霧島ジオパークに関連した大会等を圏域市町で連携し、実施する。						
えびの市	〃	〃						
高原町	〃	〃						
計								

5 防災




(1) 防災体制の整備


●防災情報伝達システム等整備事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	防災情報伝達事業	防災システムの導入		1,500	700	700	700	3,600
えびの市	防災情報伝達事業	防災システムの導入		550	100	100	100	850
高原町	防災情報伝達事業	防災システムの導入		550	100	100	100	850
計				2,600	900	900	900	5,300

(2) 広域備蓄体制の整備

●広域的資機材・備蓄等整備事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	資機材・備蓄等整備事業	資機材・備蓄品等を整備する西諸広域災害支援拠点施設(消防本部)へ必要な経費を負担する。		1,192	1,192	1,192	1,192	4,768
えびの市	資機材・備蓄等整備事業	〃		528	528	528	528	2,112
高原町	資機材・備蓄等整備事業	〃		280	280	280	280	1,120
計				2,000	2,000	2,000	2,000	8,000

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

(2)災害時支援体制の充実

●水道の緊急応援体制確立事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	水道の緊急応援体制確立事業	二市一町の災害時における水道の応援に関する協定を締結し、更なる体制の強化を図る。						
えびの市	水道の緊急応援体制確立事業	〃						
高原町	水道の緊急応援体制確立事業	〃						
計								

6 環境

一般廃棄物処理の広域化の推進

●廃プラスチック処理事業


市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	廃プラスチック処理事業	プラスチック製容器包装の中間処理をえびの市、高原町と共同(受託事業)で行う。	17,091	15,950	15,950	15,950	15,950	80,891
えびの市	廃プラスチック処理事業(負担金)	プラスチック製容器包装の中間処理を小林市へ委託する。	6,257	5,600	5,600	5,600	5,600	28,657
高原町	〃	〃	3,887	3,450	3,450	3,450	3,450	17,687
計			27,235	25,000	25,000	25,000	25,000	127,235

7 その他

えびの駐屯地の存続等についての活動の連携

●えびの駐屯地存続・強化支援事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	えびの駐屯地存続・強化支援事業	えびの駐屯地存続期成同盟会による要望活動等に必要経費を負担する。	400	400	400	400	400	2,000
えびの市	〃	〃	490	490	490	490	490	2,450
高原町	〃	〃	400	400	400	400	400	2,000
計			1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	6,450

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

生活路線や交通手段の確保及び強化

●圏域生活バス路線支援事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	圏域生活バス路線支援事業(小林、えびの)	小林市・えびの市間を結ぶ生活路線バスを運行する事業者への運行経費の助成等を行う。	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	10,580
	圏域生活バス路線支援事業(小林、高原)	小林市・高原町間を結ぶ生活路線バスを運行する事業者への運行経費の助成等を行う。	2,504	2,504	2,504	2,504	2,504	12,520
えびの市	圏域生活バス路線支援事業(小林、えびの)	小林市・えびの市間を結ぶ生活路線バスを運行する事業者への運行経費の助成等を行う。	5,099	5,099	5,099	5,099	5,099	25,495
高原町	圏域生活バス路線支援事業(小林、高原)	小林市・高原町間を結ぶ生活路線バスを運行する事業者への運行経費の助成等を行う。	7,183	8,146	8,146	8,146	8,146	39,767
計			16,902	17,865	17,865	17,865	17,865	88,362

●吉都線開業100周年記念事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	JR吉都線開業100周年記念事業	各種記念イベント等の継続的な実施 観光列車誘致の取組	11,300	300	300	300	300	12,500
えびの市	〃	〃	4,000	300	300	300	300	5,200
高原町	〃	〃	10,620	300	300	300	300	11,820
計			25,920	900	900	900	900	29,520

2 道路等の交通インフラの整備


幹線道路等の整備促進

●主要幹線道路等整備促進事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	主要幹線道路等整備促進事業	圏域内の道路ネットワークの構築に必要な国・県道等の整備を促進するための活動を行う。(小林・えびの間道路改良促進期成同盟会負担金)	50	50	50	50	50	250
えびの市	〃	〃	50	50	50	50	50	250
計			100	100	100	100	100	500

●川無・広原線道路改良事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
小林市	川無・広原線道路改良事業 「西ノ原・帯刀川原線」	小林市と高原町を結ぶ市道と町道を同時に整備し、市町を結ぶ幹線道路として活用する。	91,000	36,000	25,000			152,000
高原町	川無・広原線道路改良事業 「王子神社・踏切線」	〃	8,000	32,500	32,500			73,000
計			99,000	68,500	57,500	0	0	225,000

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。
















●生活幹線道路等整備事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	生活幹線道路等整備事業	圏域内外を結ぶ主要国・県道のネットワークを補完する生活幹線道路の整備を行う。 「川無・後谷線」「東麓・石瀬戸線」	178,000	150,000	210,000	200,000	200,000	938,000
高原町	〃	圏域内外を結ぶ主要国・県道のネットワークを補完する生活幹線道路の整備を行う。 「上平・高原駅線」	55,000	40,000	40,000	40,000	45,000	220,000
計			233,000	190,000	250,000	240,000	245,000	1,158,000

3 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 交流の促進

●農家民泊、グリーン・ツーリズム推進事業
















市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	農家民泊、グリーン・ツーリズム推進事業	農家民泊を柱とした圏域内連携による体験型観光の推進や修学旅行の誘致について検討を行う。						
えびの市	〃	〃						
高原町	〃	〃						
計								

●スポーツ大会・合宿等誘致推進事業
















市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	スポーツ・合宿誘致等推進事業	広域的に受け入れるメリットを活かしたスポーツ・合宿誘致活動などを推進し、交流人口の増加と経済波及効果を図る。	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000
えびの市	スポーツ観光推進事業	えびの市スポーツ観光推進協議会を活用し、合宿等誘致を強化する。	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500
高原町	スポーツ大会・合宿等誘致推進調査事業	連携して実施することを踏まえて、誘致推進事業の調査を行う。	2,181	2,181	2,181	2,181	2,181	10,905
計			8,481	8,481	8,481	8,481	8,481	42,405


(2) 移住定住の促進

●移住定住情報圏域合同発信事業



市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	圏域移住定住情報合同発信事業	圏域の移住定住に関する情報を合同発信する。						
えびの市	〃	〃						
高原町	〃	〃						
計								

●合同PR相談会開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	合同PR相談会開催事業	都市部でのPR・相談会を合同で開催する。						
えびの市	〃	〃						
高原町	〃	〃						
計								

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

●短期型滞在等受入整備・充実事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	短期型宿泊施設整備事業	市有財産や空き家等を活用して、低コストでの短期型(10日間程度)滞在が可能となる施設を整備する。	400	400				800
えびの市	移住体験事業	短期滞在型移住体験プログラムの研究・検討						
高原町	お試し滞在事業	都市圏等からお試し滞在中の方への宿泊助成及びレンタカーの貸出を行う。	382	382	382	382	382	1,910
計			782	782	382	382	382	2,710




●空き家等情報バンク推進事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	空き家等情報バンク推進事業	空き家等情報バンクの充実と登録された空き家等の改修に係る事業を行う。	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
えびの市	"	既存のホームページへ圏域の空き家情報もリンクしてPRする。	920	920	920	920	920	4,600
高原町	空き家調査及び利活用事業	町内の空き家について調査を行い、その活用について協議を行う。	927	100	100	100	100	1,327
計			3,347	2,520	2,520	2,520	2,520	13,427

4 その他







(1)交通安全・防犯


●交通安全・防犯研修会開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	交通安全・防犯研修会開催事業	交通安全・防犯に関する研修会(講演会等)を圏域内連携により開催する。		100	100	100	100	400
えびの市	"	"		100	100	100	100	400
高原町	"	"		100	100	100	100	400
計				300	300	300	300	1,200




(2) 男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携

●男女共同参画啓発イベント開催事業




市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	男女共同参画啓発イベント開催事業	圏域外の外部人材活用を含め、著名な講師を招聘し共同で講演会を開催する。開催地を輪番制で変更していく。						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

●人権啓発イベント開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)						
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
小林市	人権啓発イベント開催事業	圏域外の外部人材活用を含め、著名な講師を招聘し講演会を開催する。							
えびの市	〃	〃							
高原町	〃	〃							
計									

●圏域内相談体制確立事業


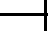
市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)						
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
小林市	圏域内相談体制確立事業	男女共同参画社会や人権対策について、圏域内連携による相談体制の確立を図る。							
えびの市	〃	〃							
高原町	〃	〃							
計									

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野




1 宣言中心市等における人材の育成


人材育成の推進

●合同職員研修開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)						
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
小林市	合同研修事業	圏域市町で行う研修事業の拡充を図る。 また、協働のまちづくり、地域づくり、市民活動などをテーマにした研修会を実施する。	100	400	400	400	400	1,700	
えびの市	〃	事業の実施について、連携・協力を行うとともに、必要な経費を負担する。							
高原町	〃	〃							
計			100	400	400	400	400	1,700	

●ふるさと再生合同調査研究事業




市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)						
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計	
小林市	ふるさと再生研修事業	圏域で抱える諸課題等を解決するため、1年かけて政策提言を行うための調査・研究を合同で実施する。		1,500	1,500	1,500	1,500	6,000	
えびの市	〃	事業の実施について、連携・協力を行うとともに、必要な経費を負担する。							
高原町	〃	〃							
計			0	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000	

※ 事業費は、おおよその見込みであり、 は事業の実現に向けた研究・検討を要する期間を示しています。

2 圏域内市町の職員等の交流

職員の相互人事交流




●職員人事交流事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	職員交流事業	地方自治法に基づいて、職員を相互に派遣し、人事交流を図る。						
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計								

3 市民協働の推進



(1)NPO等の市民活動の促進

●市民活動団体支援事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	市民活動団体支援事業	市民活動支援センターを活用し、圏域内の団体や市民に情報の提供や相談会を行う。また、圏域の団体の情報交換も行う。						
えびの市	"	"						
高原町	"	圏域内の団体や住民に情報の提供や相談会を行う。また、圏域の団体の情報交換も行う。						
計								

(2)協働によるまちづくりの啓発

●協働によるまちづくりフォーラム開催事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	まちづくりフォーラム開催事業	協働によるまちづくりに関する講演会、パネルディスカッション、事例発表の実施	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
えびの市	"	"						
高原町	"	"						
計			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000

4 地域づくりに資する人材育成

地域づくりリーダーの育成

●地域づくりリーダー育成事業

市町名	事業名	事業概要	概算事業費(千円)					計
			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
小林市	地域づくりリーダー育成事業	市民活動支援センターと連携し、研修会や講座等を開催する。	500	500	500	500	500	2,500
えびの市	"	"	100	100	100	100	100	500
高原町	"	"	100	100	100	100	100	500
計			700	700	700	700	700	3,500

資

料

小林・えびの・高原定住自立圏の経過

年月日	内容
平成 23 年 5 月 10 日	小林・えびの・高原定住自立圏構想推進検討会議設置 (平成 24 年 4 月まで 10 回開催)
8 月 5 日	定住自立圏構想説明会 (県中山間・地域政策課)
10 月 19 日	小林市長による訪問協議 (えびの市長、高原町長)
11 月 25 日	3 市町合同の先進地視察研修 (都城市)
12 月	3 市町の議会全員協議会において制度概要、取組等の説明
平成 24 年 2 月～3 月	3 市町の議会全員協議会において中心市宣言等について説明
3 月 16 日	中心市宣言 (定住自立圏構想推進宣言) 小林市長の記者会見による宣言
4 月 24 日	小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会設立
4 月 24 日	小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会設立
5 月 22 日	第 1 回幹事会・部会合同会議 (部会は 7 月末まで随時開催)
7 月 9 日	第 2 回幹事会
7 月 13 日	第 2 回小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会
7 月 13 日	第 2 回小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会
8 月 2 日	第 3 回幹事会
8 月 17 日	第 4 回幹事会
8 月 21 日	第 3 回小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会
8 月 28 日	第 3 回小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会
8 月～9 月	3 市町の議会全員協議会において協定書 (案) について説明
9 月 13 日	小林市議会において協定の締結議案が可決

9月24日	えびの市議会において協定の締結議案が可決
9月25日	高原町議会において協定の締結議案が可決
9月27日	第5回幹事会
10月1日	定住自立圏形成協定締結（合同調印式）
10月16日	第6回幹事会
10月23日	第7回幹事会及び部会合同会議
11月22日	第1回小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会
12月19日	第8回幹事会
12月26日	部会長会議
平成25年1月11日	第2回小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会
2月6日	第9回幹事会
2月12日	第3回小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会
2月22日	第4回小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会
2月22日	第4回小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会
2月27日	部会長会議
3月18日	第10回幹事会
3月27日	第4回小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会
4月9日	第11回幹事会
4月17日	第5回小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会
4月17日	第5回小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会
5月2日	第6回小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会

小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定に基づき小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項について協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、当該定住自立圏を構成する市町における定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

「小林・えびの・高原定住自立圏共生ビジョン懇談会」委員名簿

(敬称略、順不同)

		団体名	氏名	役職等	備考
関連する分野	●産業振興部会 ●教育・文化芸術部会 ●移住・交流部会	こばやし農業協同組合	假屋 昭和	農業企画室長	共通
		西諸芸術文化連絡協議会	梅木 和秋	会長	共通
		北きりしま田舎物語推進協議会	清水 洋一	会長	共通
		小林市観光協会	吉留 高志	会長	小林市
		野尻町観光協会	今村 励志	副会長	小林市
		小林商工会議所	岡本 直一郎	専務理事	小林市
		野尻町商工会	淵上 定一郎	青年部 副部長	小林市
		すき商工会	平川 春義	副会長	小林市
		えびの市商工会	白石 昌彦	副会長	えびの市
		えびの市観光協会	迫田 黙太郎	会長	えびの市
		えびの市農業協同組合	西脇 勲	担い手支援課長	えびの市
		えびの市社会教育委員	池田 満次	代表	えびの市
		高原町集落営農組合	黒木 可也	代表	高原町
		農村女性アドバイザー	竹之内 まち子	代表	高原町
		高原町商工会	原田 武寛	副会長	高原町
		高原町文化財保護調査委員会	石原 潤二郎	委員	高原町
		高原町観光協会	竹之内 昭一	会長	高原町
関連する分野	●福祉・介護部会 ●保健・医療部会	一般社団法人 西諸医師会	遊木 和敏	事務局長	共通
		小林市民生委員児童委員協議会	栗屋 鈴子	民生委員児童委員	小林市
		地域医療を考える会	山下 浩司	事務局長	小林市
		社会福祉法人 えびの市社会福祉協議会	津曲 弘志	事務局次長	えびの市
		えびの市地域子育て支援センター	飯盛 京子	主任	えびの市
		高原町民生委員・児童委員協議会	大迫 典子	副会長	高原町
関連する分野	●生活・環境部会 ●防災・防疫部会 (水道関係課、自衛隊関係課及び広域消防含む) ●交通インフラ部会 ●地域公共交通部会 ●人材育成・住民協働部会 ※交通安全・防犯、男女共同参画社会	小林市地域公共交通会議	川越 正澄	委員	小林市
		小林市市民活動支援センター	藤元 隆	センター長	小林市
		小林市区長会	小峰 實義	会長	小林市
		えびの市区長会	池嶋 幸	副会長	えびの市
		NPOえびの	塩永 治子	理事長	えびの市
		高原町区長会	長田 常夫	会長	高原町
		いきいき女性アドバイザー「たんぽぽの会」	織田 晴代	代表	高原町

小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会規約

(設置)

第1条 西諸圏域において定住自立圏構想の推進を図り、魅力ある住みよい地域づくりをめざすため、小林市、えびの市及び高原町（以下「構成市町」という。）で構成する小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) その他定住自立圏構想の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、小林市長、えびの市長及び高原町長をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、小林市長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる所掌事務の連絡及び調整を行う。
- 3 幹事会は、構成市町の企画担当課長及び財政担当課長で構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、小林市企画政策課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 幹事会の事務補助及び第2条各号に掲げる所掌事務について専門的に調査研究するため、幹事会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 産業振興部会

- (2) 福祉・介護部会
 - (3) 保健・医療部会
 - (4) 生活・環境部会
 - (5) 教育・文化芸術部会
 - (6) 防災・防疫部会
 - (7) 交通インフラ部会
 - (8) 移住・交流部会
 - (9) 地域公共交通部会
 - (10) 人材育成・住民協働部会
- (部会の構成及び運営等)

第9条 部会は、前条各号に掲げる部会ごとに別表に掲げる者をもって構成し、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ互選により定めるものとする。

- 2 部会は、部会長が招集し、議長となる。
 - 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
 - 4 部会長は、必要に応じて部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 5 部会長は、必要に応じて他の部会との合同会議を開催することができる。
- (庶務)

第10条 協議会の庶務は、小林市企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月17日から施行する。

別表（第9条関係）

	小林市	えびの市	高原町
産業振興部会	商工観光課長及び担当者、農業振興課長及び担当者、畜産課長及び担当者	観光商工課長及び担当者、農林整備課長及び畜産農政課長及び担当者	まちづくり推進課長及び担当者、農政畜産課長及び担当者
福祉・介護部会	福祉課長及び担当者、長寿介護課長及び担当者、子育て支援課長及び担当者	福祉事務所長及び担当者、長寿介護課長及び担当者	町民福祉課長及び担当者、総合保健福祉センターほほえみ館長及び担当者
保健・医療部会	健康推進課長、地域医療対策監及び担当者	健康保険課長及び担当者	総合保健福祉センターほほえみ館長及び担当者
生活・環境部会	生活環境課長及び担当者	市民環境課長及び担当者	町民福祉課長及び担当者
教育・文化芸術部会	学校教育課長及び担当者、社会教育課長及び担当者	学校教育課長及び担当者、社会教育課長及び担当者	教育総務課長及び担当者
防災・防疫部会 (水道関係課、自衛隊関係課及び広域消防含む)	危機管理課長及び総務課担当者、畜産課長及び担当者、水道課長及び担当者	総務課長及び担当者、畜産農政課長及び担当者、企画課長及び担当者、水道課長及び担当者	総務課長及び担当者、農政畜産課長及び担当者、上下水道課長及び担当者
交通インフラ部会	建設課長及び担当者	建設課長及び担当者	農村建設課長及び担当者
移住・交流部会	市民協働課長及び担当者、保健体育課長及び担当者	企画課長及び担当者、社会教育課長及び担当者、市民協働課長及び担当者	まちづくり推進課長及び担当者、教育総務課長及び担当者
地域公共交通部会	企画政策課長及び担当者	企画課長及び担当者	まちづくり推進課長及び担当者
人材育成・住民協働部会	総務課長及び担当者、市民課長及び担当者、市民協働課長及び担当者	総務課長及び担当者、市民協働課長及び担当者	総務課長及び担当者、まちづくり推進課長及び担当者

小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会会則

(設置)

第1条 西諸圏域において、魅力ある住みよい地域づくりをめざすため、圏域における定住自立圏構想の推進及び理解を深めることを目的に「小林・えびの・高原定住自立圏構想推進首長・議長会」を設置する。

(組織)

第2条 この会は、小林市、えびの市及び高原町の首長及び議長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 この会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、それぞれ互選によって定める。

(職務)

第4条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

2 会議の開催地は、その都度決定する。

3 会議の議長は、会長があたる。

(事務)

第6条 この会の事務は、小林市において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この会則は、平成24年4月24日から施行する。

中心市宣言

～ 魅力ある住みよい地域づくりをめざして～

今日、我が国は急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、宮崎県の人口も、2010年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約1.8万人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計（2007年5月発表）によると、20年後の2030年の本県の人口は、2010年に比べ16万5千人減少し100万人を下回るとされ、年少人口は約3割減少して10.3万人に、一方老年人口は約2割増加して34.8万人となり、さらに少子高齢化が進んでいく見込みで、本市を含む二市一町からなる西諸圏域においても同様の傾向が見込まれています。

こうした人口構造の変化は、経済活動の縮小や市民総所得の減少につながり、その結果、税収の減少や財政悪化、そして、さらなる地域経済の冷え込みと一層の人口流出といった負のスパイラルに陥る危険性があります。

このような中、本市では、平成19年に「人々の知恵と融和で築くまちづくり」の基本理念のもと「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市小林市」を将来都市像とする「小林市総合計画」を策定し、現在、市民と行政が一体となって知恵を出し合い、創意工夫による「協働のまちづくり」に積極的に取り組んでいます。

また、西諸圏域では、「西諸広域行政事務組合」による消防・救急業務や葬祭センター運営、「小林・高原衛生事業事務組合」によるし尿の共同処理、あるいは介護認定審査の共同実施や防疫応援協定締結などのほか、隣県の市町も含めた「環霧島会議」による観光振興や防災応援協定締結など、幅広い分野で連携・協力して取り組んでいます。

しかし、今後、さらなる地方分権等の進展により、これまで以上に多様化する住民ニーズに対応することが求められており、そのためには、自治体間の連携をより一層強化し、地域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、社会的・経済的活動を活性化する取組みがますます重要となってきます。

このため、近隣自治体が様々な分野で相互に連携することで、各自治体が共存共栄しながら自立可能かつ持続可能な地域づくりを推進する定住自立圏構想は、極めて有意義な施策であると考えます。

このようなことから、小林市は、連携市町の意味を尊重しつつ、西諸圏域全体に必要な生活機能を確保し、圏域住民に積極的に各種サービスを提供することなどを通じ、『魅力ある住みよい地域づくり』を進めるために、定住自立圏構想における圏域の中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

平成24年3月16日

小林市長 肥後弘弘

定住自立圏形成協定書

小林市（以下「甲」という。）とえびの市（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な生活機能を確保し、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、甲乙

協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 えびの市大字栗下1292番地
えびの市
えびの市長 村岡 隆明

別表第1（第3条第1項第1号関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	ア 圏域の初期救急医療体制の維持、充実のため、日曜休日在宅当番医制の安定運営を図る。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、関係機関との調整を行う。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担する。
	イ 圏域の医療体制を支える医療従事者の育成・確保について、圏域内連携により関係機関と連携して取り組む。	乙及び関係機関と連携し、医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。	甲及び関係機関と連携し、医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。
	ウ 地震や風水害など自然災害により、医療救護の必要が生じた場合、関係機関と連携して迅速な救急医療の展開を図る。	乙及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努めるとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努める。
(2) 地域医療を守る体制の推進	「医療は限りある資源」であり、その有効活用が必要であるため、適正受診の啓発や診療情報の提供を進めるなど、圏域ぐるみで地域医療を守り支える体制を確立する。	乙や住民団体と共同で地域住民等への啓発等の取組を行うとともに、取組の調整を行う。	甲や住民団体と共同で地域住民等への啓発等の取組を行う。
(3) 住民の健康増進	ア 予防接種や個別検診等の保健サービスの提供に関する充実策の検討や連携強化及び関係機関と連携して体制の強化を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。
	イ 疾病の早期発見、早期治療と圏域住民の健康増進を図るために、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。	乙及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。
(4) 自殺対策	圏域内連携でこころの相談の相互利用を促進するなど相談体制の充実や啓発活動等の充実により自殺対策の充実を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。

2 福祉・介護

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 審査会業務の連携	介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障がい程度区分認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。	介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を甲と共同で設置し、甲と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

(2) 障がい者福祉の充実	障がい者やその家族に対する相談業務及び支援を充実できるよう、圏域内の市町が共同して障がい者支援に関する業務を実施する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者支援に関する事業を実施する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者支援に関する事業を実施する。
(3) 子育て支援の充実	圏域内の子育て支援の充実を図るため、子育て支援事業の対象区域の拡大や交流機会の提供に取り組む。	(ア) 乙と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組むとともに、取組の調整を行う。 (イ) 乙や関係機関と連携し、子育て支援イベント等の企画、開催及び取組の調整を行う。	(ア) 甲と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組む。 (イ) 甲と連携し、子育て支援イベント等を開催する。

3 教育・文化芸術

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生涯学習の推進	圏域内で取り組まれている各種生涯学習の成果を披露するイベント等を開催し、交流を図ることで生涯学習の推進を図る。	乙と連携し、生涯学習推進イベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、生涯学習推進イベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。
(2) 文化芸術の振興	ア 圏域内の文化財を網羅したマップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内連携による広域的な普及広報を行う。	乙と連携し、マップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内の文化財の広域的な普及広報に資する取組を行うとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、マップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内の文化財の広域的な普及広報に資する取組を行う。
	イ 文化会館等を有効活用し、文化芸術イベント等を共同開催するなど文化芸術鑑賞等の機会の提供を図る。	乙と連携し、文化芸術鑑賞イベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化芸術鑑賞イベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。
	ウ 圏域内に伝わる郷土芸能の伝承を図るため、関係団体への支援や、圏域内の関係団体が連携したイベント等を開催するなど郷土芸能の伝承普及を図る。	乙と連携し、関係団体への支援やイベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、関係団体への支援やイベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 物産品のPR・販売及び地域ブランド商品づくり	大都市圏等に圏域情報の発信拠点としての合同事務所開設の検討や、圏域連携により圏域内外で実施されるイベントや物産展等において物産品のPR・販売を行う。また、地元農産物や特産品を活用した地域ブランド商品づくりに取り組み地域産業の振興を図る。	(ア) 乙と共同で大都市圏等の合同事務所開設について検討を行う。 (イ) 乙及び関係団体等と連携し、圏域内物産品のPR活動や販売促進に資する取組を行うとともに、取組の調整を行う。 (ウ) 乙及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。	(ア) 甲と共同で大都市圏等の合同事務所開設について検討を行う。 (イ) 甲及び関係団体等と連携し、圏域内物産品のPR活動や販売促進に資する取組を行う。 (ウ) 甲及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。
(2) 有害鳥獣被害防止対策	有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、圏域内連携により有害鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。
(3) 農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内連携により安心・安全という付加価値を付け農家の所得向上と経営の安定を図る持続性の高い農業生産方式を推進するとともに、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進を図る。また、就農に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。	(ア) 乙と連携し、エコファーマーを増やす取組を行う。 (イ) 乙と連携し、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進に取り組む。 (ウ) 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。	(ア) 甲と連携し、エコファーマーを増やす取組を行う。 (イ) 甲と連携し、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進に取り組む。 (ウ) 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。
(4) 畜産の振興	安定した畜産経営を確立するため、圏域内連携により家畜の防疫体制の強化に取り組む。	(ア) 乙と連携し、「口蹄疫等発生時の防疫業務等に関する西諸県地域相互応援協定書」に基づき、口蹄疫等発生時などにおける対策を講じる。 (イ) 乙と連携し、各畜	(ア) 甲と連携し、「口蹄疫等発生時の防疫業務等に関する西諸県地域相互応援協定書」に基づき、口蹄疫等発生時などにおける対策を講じる。 (イ) 甲と連携し、各畜

		産農家における農場の衛生管理の向上や病原体の侵入防止対策を図る取組を行うとともに、取組の調整を行う。	産農家における農場の衛生管理の向上や病原体の侵入防止対策を図る取組を行う。
(5) 企業誘致の推進	圏域内への企業誘致を推進するため、圏域内連携により、企業誘致のための情報の発信、雇用の確保のための連携及び誘致活動の推進等を行う。	乙と連携し、圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。	甲と連携し、圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。
(6) 霧島ジオパークの推進を含めた広域的な観光の振興	圏域内連携によるジオツアーの開催や説明案内看板の整備など霧島ジオパークを推進するとともに、ジオパークの活用を含めた広域的な観光振興の充実及び体制の強化を図る。	乙及び関係市町と連携し、霧島ジオパークの推進及び広域的な観光振興の充実及び体制の強化に取り組む。	甲及び関係市町と連携し、霧島ジオパークの推進及び広域的な観光振興の充実及び体制の強化に取り組む。

5 防災

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 防災体制の整備	あらゆる災害に対応するため、迅速な情報収集・情報伝達に必要な防災システムの整備や連絡機器の整備を図る。	圏域内の防災システム等の導入に係る調査・研究を行い、導入を図る。	甲と連携し、防災システム等の導入へ向け取り組む。
(2) 広域備蓄体制の整備	大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、資機材・備蓄品等の整備を図る。	乙と連携し、備蓄体制等の在り方等について調整を図りながら、その体制整備に取り組む。	甲と連携し、体制整備に取り組む。
(3) 災害時支援体制の充実	災害時等の不測の事態に対応するため圏域内市町の連携を深め、応援支援体制の強化を図る。	乙と連携し、圏域における相互応援に努める。	甲と連携し、圏域における相互応援に努める。

6 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
一般廃棄物処理の広域化の推進	一般廃棄物の処理について、圏域で共同処理を行うとともに、循環型社会の構築に向けた広域的な施設整備について検討する。	乙と連携し、一般廃棄物の共同処理や広域的な施設整備について検討する。	甲と連携し、一般廃棄物の共同処理や広域的な施設整備について検討する。

7 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
えびの駐屯地の存続等についての活動の連携	様々な方面で圏域の地域活性化に大きく寄与し、災害時には救助活動を展開するなど圏域との絆の深いえびの駐屯地の存続や増員増強について、圏域内共同で活動を展開する。	乙や関係市町及び関係団体と連携し、圏域内共同でえびの駐屯地の存続等についての活動を行う。	甲や関係市町及び関係団体と連携し、圏域内共同でえびの駐屯地の存続等についての活動を行う。

別表第2（第3条第1項第2号関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域公共交通計画の策定及び推進	圏域内における通勤、通学、通院等の日常生活を営む上で必要不可欠な公共交通の維持・確保やより効率的で効果的な公共交通体系の確立を図るために「圏域公共交通計画（仮称）」を策定し、推進する。	乙と共同して、圏域公共交通計画（仮称）を策定し、推進する。	甲と共同して、圏域公共交通計画（仮称）を策定し、推進する。
(2) 生活路線や交通手段の確保及び強化	ア 圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者への必要な支援を行う。	乙と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。	甲と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。
	イ 鉄道の路線維持と圏域の活性化を図るため、吉都線100周年を機に記念イベント等を行い、圏域全体で機運を醸成して観光列車の誘致に取り組む。	乙及び関係市町と連携し、記念イベント等を計画し実施するとともに、観光列車誘致に向けた取組を行う。	甲及び関係市町と連携し、記念イベント等を計画し実施するとともに、観光列車誘致に向けた取組を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
幹線道路等の整備促進	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備促進や連携市町界及び圏域内の生活幹線道路等の整備推進のため連携し、物流の円滑化や生活の利便性の向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。	(ア) 圏域内外を結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について、乙と連携して取り組む。 (イ) 乙と連携し、市（町）界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進する。	(ア) 甲と連携し、国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組む。 (イ) 甲と連携し、生活幹線道路、橋梁等の整備を推進する。

3 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地産地消の推進	地域の消費者ニーズに対応した地産地消を推進するため、関係機関と連携して農産物販売システムを構築するなど、圏域連携による地産地消を推進する。	乙及び関係機関と連携し、地産地消の推進に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、地産地消の推進に取り組む。

4 地域内外の住民との交流・移住促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 交流の促進	都市と農村との交流など地域内外の住民との交流を促進し、地域の活性化を図るため、圏域内連携によるグリーン・ツーリズム、農家民泊の推進や圏域の市町が有する文化・スポーツ施設、文化財、観光資源、人材等を広く活用した修学旅行、スポーツ・文化大会及び合宿等の誘致を行う。	<p>(ア) 乙と連携し、グリーン・ツーリズム、農家民泊を推進することにより新たな観光地づくりに取り組む。</p> <p>(イ) 乙と連携し、圏域の市町が有する文化財、観光資源、観光農園（体験型）、人材等を広くPRし、修学旅行の誘致に取り組むとともに、企画及び取組の調整を図る。</p> <p>(ウ) 乙と連携し、圏域の市町が有するスポーツ・文化施設や文化財、宿泊施設等を有効活用したスポーツ・文化大会及び合宿等の誘致に取り組むとともに、企画及び取組の調整を図る。</p>	<p>(ア) 甲と連携し、グリーン・ツーリズム、農家民泊を推進することにより新たな観光地づくりに取り組む。</p> <p>(イ) 甲と連携し、修学旅行の誘致に取り組む。</p> <p>(ウ) 甲と連携し、スポーツ・文化大会及び合宿等の誘致に取り組む。</p>
(2) 移住定住の促進	圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携したホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、都市部での合同PR・相談会の実施や短期型体験宿泊施設の整備など受入体制の充実に向けた取組を行う。	<p>(ア) 乙と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。</p> <p>(イ) 乙と共同でパンフレットを作成し、圏域合同で都市部でのPR・相談会の企画、宣伝、実施に取り組む。</p> <p>(ウ) 乙と連携し、短期型宿泊施設の整備など移住希望者に対し、低コストでの短期型体験宿泊を可能にする取組を検討する。</p>	<p>(ア) 甲と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。</p> <p>(イ) 甲と共同して、パンフレットの作成や都市部でのPR・相談会の宣伝、実施に取り組む。</p> <p>(ウ) 甲と連携し、短期型宿泊施設の整備など移住希望者に対し、低コストでの短期型体験宿泊を可能にする取組を検討する。</p>

5 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 交通安全・防犯	交通安全や防犯について、連携して圏域内の住民に啓発を行うとともに、圏域内連携による研修・訓練等を実施する。	乙と連携し、住民への啓発や圏域内連携による研修・訓練等の企画・実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、住民への啓発や圏域内連携による研修・訓練等の企画・実施に取り組む。
(2) 男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携	男女共同参画社会構築や人権啓発について、圏域内連携により、住民への啓発を行うとともに、相談体制の充実や研修会等の開催に取り組む。	乙と連携し、住民への啓発、相談体制の充実や研修会等の開催などに取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、住民への啓発、相談体制の充実や研修会等の開催などに取り組む。

別表第3（第3条第1項第3号関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
人材育成の推進	ア 職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
	イ 圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展をめざすとともに、当該職員の能力向上を図る。	乙と連携し、圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組む。

2 圏域内市町の職員等の交流

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
職員の相互人事交流	職員の資質向上、連携強化を図るため、職員を相互に派遣し人事交流を図る。	乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。

3 市民協働の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) NPO等の市民活動の促進	圏域内のNPO及び各種市民活動団体等の活動を促進するため、甲の市民活動の拠点である小林市市民活動支援センターを活用して、圏域内のNPO等の情報提供や相談会等を実施する。	乙と連携し、小林市市民活動支援センターにおいて、圏域内のNPO等の情報共有や情報提供及び相談会等の実施を検討する。	甲と連携し、NPO等の市民活動促進へ向けた取組を検討する。
(2) 協働によるまちづくりの啓発	協働によるまちづくりの啓発のための圏域内で実施されるイベントや行事などについて、連携して圏域内の住民に周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。	乙と連携し、情報を共有し住民への周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。	甲と連携し、情報を共有し住民への周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。

4 地域づくりに資する人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域づくりリーダーの育成	地域づくりリーダーを育成するために、圏域内連携により研修会や講座等を開催する。	乙と連携し、研修会や講座等を企画・実施する。	甲と連携し、研修会や講座等を企画・実施する。

定住自立圏形成協定書

小林市（以下「甲」という。）と高原町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な生活機能を確保し、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、甲乙

協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町
高原町長 日高 光浩

別表第1（第3条第1項第1号関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	ア 圏域の初期救急医療体制の維持、充実のため、日曜休日在宅当番医制の安定運営を図る。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、関係機関との調整を行う。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担する。
	イ 圏域の医療体制を支える医療従事者の育成・確保について、圏域内連携により関係機関と連携して取り組む。	乙及び関係機関と連携し、医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。	甲及び関係機関と連携し、医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。
	ウ 地震や風水害など自然災害により、医療救護の必要が生じた場合、関係機関と連携して迅速な救急医療の展開を図る。	乙及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努めるとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努める。
(2) 地域医療を守る体制の推進	「医療は限りある資源」であり、その有効活用が必要であるため、適正受診の啓発や診療情報の提供を進めるなど、圏域ぐるみで地域医療を守り支える体制を確立する。	乙や住民団体と共同で地域住民等への啓発等の取組を行うとともに、取組の調整を行う。	甲や住民団体と共同で地域住民等への啓発等の取組を行う。
(3) 住民の健康増進	ア 予防接種や個別検診等の保健サービスの提供に関する充実策の検討や連携強化及び関係機関と連携して体制の強化を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。
	イ 疾病の早期発見、早期治療と圏域住民の健康増進を図るために、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。	乙及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。
(4) 自殺対策	圏域内連携でこころの相談の相互利用を促進するなど相談体制の充実や啓発活動等の充実により自殺対策の充実を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。

2 福祉・介護

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 審査会業務の連携	介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障がい程度区分認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。	介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	介護認定審査会及び障がい程度区分認定審査会を甲と共同で設置し、甲と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

(2) 障がい者福祉の充実	障がい者やその家族に対する相談業務及び支援を充実できるよう、圏域内の市町が共同して障がい者支援に関する業務を実施する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者支援に関する事業を実施する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者支援に関する事業を実施する。
(3) 子育て支援の充実	圏域内の子育て支援の充実を図るため、子育て支援事業の対象区域の拡大や交流機会の提供に取り組む。	(ア) 乙と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組むとともに、取組の調整を行う。 (イ) 乙や関係機関と連携し、子育て支援イベント等の企画、開催及び取組の調整を行う。	(ア) 甲と連携し、ファミリーサポートセンター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組む。 (イ) 甲と連携し、子育て支援イベント等を開催する。

3 教育・文化芸術

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生涯学習の推進	圏域内で取り組まれている各種生涯学習の成果を披露するイベント等を開催し、交流を図ることで生涯学習の推進を図る。	乙と連携し、生涯学習推進イベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、生涯学習推進イベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。
(2) 文化芸術の振興	ア 圏域内の文化財を網羅したマップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内連携による広域的な普及広報を行う。	乙と連携し、マップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内の文化財の広域的な普及広報に資する取組を行うとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、マップの作成や広域ガイドボランティアの育成など圏域内の文化財の広域的な普及広報に資する取組を行う。
	イ 文化会館等を有効活用し、文化芸術イベント等を共同開催するなど文化芸術鑑賞等の機会の提供を図る。	乙と連携し、文化芸術鑑賞イベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化芸術鑑賞イベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。
	ウ 圏域内に伝わる郷土芸能の伝承を図るため、関係団体への支援や、圏域内の関係団体が連携したイベント等を開催するなど郷土芸能の伝承普及を図る。	乙と連携し、関係団体への支援やイベント等の企画、宣伝、実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、関係団体への支援やイベント等の企画、宣伝、実施に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 物産品のPR・販売及び地域ブランド商品づくり	大都市圏等に圏域情報の発信拠点としての合同事務所開設の検討や、圏域連携により圏域内外で実施されるイベントや物産展等において物産品のPR・販売を行う。また、地元農産物や特産品を活用した地域ブランド商品づくりに取り組み地域産業の振興を図る。	(ア) 乙と共同で大都市圏等の合同事務所開設について検討を行う。 (イ) 乙及び関係団体等と連携し、圏域内物産品のPR活動や販売促進に資する取組を行うとともに、取組の調整を行う。 (ウ) 乙及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。	(ア) 甲と共同で大都市圏等の合同事務所開設について検討を行う。 (イ) 甲及び関係団体等と連携し、圏域内物産品のPR活動や販売促進に資する取組を行う。 (ウ) 甲及び関係団体等と連携し、地域ブランド商品づくりに取り組む。
(2) 有害鳥獣被害防止対策	有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、圏域内連携により有害鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の有効活用を検討する。
(3) 農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内連携により安心・安全という付加価値を付け農家の所得向上と経営の安定を図る持続性の高い農業生産方式を推進するとともに、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進を図る。また、就農に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。	(ア) 乙と連携し、エコファーマーを増やす取組を行う。 (イ) 乙と連携し、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進に取り組む。 (ウ) 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。	(ア) 甲と連携し、エコファーマーを増やす取組を行う。 (イ) 甲と連携し、国営西諸畑かん事業並びに県営等関連事業の推進に取り組む。 (ウ) 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。
(4) 畜産の振興	安定した畜産経営を確立するため、圏域内連携により家畜の防疫体制の強化に取り組む。	(ア) 乙と連携し、「口蹄疫等発生時の防疫業務等に関する西諸県地域相互応援協定書」に基づき、口蹄疫等発生時などにおける対策を講じる。 (イ) 乙と連携し、各畜	(ア) 甲と連携し、「口蹄疫等発生時の防疫業務等に関する西諸県地域相互応援協定書」に基づき、口蹄疫等発生時などにおける対策を講じる。 (イ) 甲と連携し、各畜

		産農家における農場の衛生管理の向上や病原体の侵入防止対策を図る取組を行うとともに、取組の調整を行う。	産農家における農場の衛生管理の向上や病原体の侵入防止対策を図る取組を行う。
(5) 企業誘致の推進	圏域内への企業誘致を推進するため、圏域内連携により、企業誘致のための情報の発信、雇用の確保のための連携及び誘致活動の推進等を行う。	乙と連携し、圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。	甲と連携し、圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。
(6) 霧島ジオパークの推進を含めた広域的な観光の振興	圏域内連携によるジオツアーの開催や説明案内看板の整備など霧島ジオパークを推進するとともに、ジオパークの活用を含めた広域的な観光振興の充実及び体制の強化を図る。	乙及び関係市町と連携し、霧島ジオパークの推進及び広域的な観光振興の充実及び体制の強化に取り組む。	甲及び関係市町と連携し、霧島ジオパークの推進及び広域的な観光振興の充実及び体制の強化に取り組む。

5 防災

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 防災体制の整備	あらゆる災害に対応するため、迅速な情報収集・情報伝達に必要な防災システムの整備や連絡機器の整備を図る。	圏域内の防災システム等の導入に係る調査・研究を行い、導入を図る。	甲と連携し、防災システム等の導入へ向けて取り組む。
(2) 広域備蓄体制の整備	大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、資機材・備蓄品等の整備を図る。	乙と連携し、備蓄体制等の在り方等について調整を図りながら、その体制整備に取り組む。	甲と連携し、体制整備に取り組む。
(3) 災害時支援体制の充実	災害時等の不測の事態に対応するため圏域内市町の連携を深め、応援支援体制の強化を図る。	乙と連携し、圏域における相互応援に努める。	甲と連携し、圏域における相互応援に努める。

6 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
一般廃棄物処理の広域化の推進	一般廃棄物の処理について、圏域で共同処理を行うとともに、循環型社会の構築に向けた広域的な施設整備について検討する。	乙と連携し、一般廃棄物の共同処理や広域的な施設整備について検討する。	甲と連携し、一般廃棄物の共同処理や広域的な施設整備について検討する。

7 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
えびの駐屯地の存続等についての活動の連携	様々な方面で圏域の地域活性化に大きく寄与し、災害時には救助活動を展開するなど圏域との絆の深いえびの駐屯地の存続や増員増強について、圏域内共同で活動を展開する。	乙や関係市町及び関係団体と連携し、圏域内共同でえびの駐屯地の存続等についての活動を行う。	甲や関係市町及び関係団体と連携し、圏域内共同でえびの駐屯地の存続等についての活動を行う。

別表第2（第3条第1項第2号関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域公共交通計画の策定及び推進	圏域内における通勤、通学、通院等の日常生活を営む上で必要不可欠な公共交通の維持・確保やより効率的で効果的な公共交通体系の確立を図るために「圏域公共交通計画（仮称）」を策定し、推進する。	乙と共同して、圏域公共交通計画（仮称）を策定し、推進する。	甲と共同して、圏域公共交通計画（仮称）を策定し、推進する。
(2) 生活路線や交通手段の確保及び強化	ア 圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者への必要な支援を行う。	乙と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。	甲と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。
	イ 鉄道の路線維持と圏域の活性化を図るため、吉都線100周年を機に記念イベント等を行い、圏域全体で機運を醸成して観光列車の誘致に取り組む。	乙及び関係市町と連携し、記念イベント等を計画し実施するとともに、観光列車誘致に向けた取組を行う。	甲及び関係市町と連携し、記念イベント等を計画し実施するとともに、観光列車誘致に向けた取組を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
幹線道路等の整備促進	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備促進や連携市町界及び圏域内の生活幹線道路等の整備推進のため連携し、物流の円滑化や生活の利便性の向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。	(ア) 圏域内外を結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について、乙と連携して取り組む。 (イ) 乙と連携し、市（町）界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進する。	(ア) 甲と連携し、国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組む。 (イ) 甲と連携し、生活幹線道路、橋梁等の整備を推進する。

3 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地産地消の推進	地域の消費者ニーズに対応した地産地消を推進するため、関係機関と連携して農産物販売システムを構築するなど、圏域連携による地産地消を推進する。	乙及び関係機関と連携し、地産地消の推進に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、地産地消の推進に取り組む。

4 地域内外の住民との交流・移住促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 交流の促進	都市と農村との交流など地域内外の住民との交流を促進し、地域の活性化を図るため、圏域内連携によるグリーン・ツーリズム、農家民泊の推進や圏域の市町が有する文化・スポーツ施設、文化財、観光資源、人材等を広く活用した修学旅行、スポーツ・文化大会及び合宿等の誘致を行う。	<p>(ア) 乙と連携し、グリーン・ツーリズム、農家民泊を推進することにより新たな観光地づくりに取り組む。</p> <p>(イ) 乙と連携し、圏域の市町が有する文化財、観光資源、観光農園（体験型）、人材等を広くPRし、修学旅行の誘致に取り組むとともに、企画及び取組の調整を図る。</p> <p>(ウ) 乙と連携し、圏域の市町が有するスポーツ・文化施設や文化財、宿泊施設等を有効活用したスポーツ・文化大会及び合宿等の誘致に取り組むとともに、企画及び取組の調整を図る。</p>	<p>(ア) 甲と連携し、グリーン・ツーリズム、農家民泊を推進することにより新たな観光地づくりに取り組む。</p> <p>(イ) 甲と連携し、修学旅行の誘致に取り組む。</p> <p>(ウ) 甲と連携し、スポーツ・文化大会及び合宿等の誘致に取り組む。</p>
(2) 移住定住の促進	圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携したホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、都市部での合同PR・相談会の実施や短期型体験宿泊施設の整備など受入体制の充実に向けた取組を行う。	<p>(ア) 乙と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。</p> <p>(イ) 乙と共同でパンフレットを作成し、圏域合同で都市部でのPR・相談会の企画、宣伝、実施に取り組む。</p> <p>(ウ) 乙と連携し、短期型宿泊施設の整備など移住希望者に対し、低コストでの短期型体験宿泊を可能にする取組を検討する。</p>	<p>(ア) 甲と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。</p> <p>(イ) 甲と共同して、パンフレットの作成や都市部でのPR・相談会の宣伝、実施に取り組む。</p> <p>(ウ) 甲と連携し、短期型宿泊施設の整備など移住希望者に対し、低コストでの短期型体験宿泊を可能にする取組を検討する。</p>

5 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 交通安全・防犯	交通安全や防犯について、連携して圏域内の住民に啓発を行うとともに、圏域内連携による研修・訓練等を実施する。	乙と連携し、住民への啓発や圏域内連携による研修・訓練等の企画・実施に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、住民への啓発や圏域内連携による研修・訓練等の企画・実施に取り組む。
(2) 男女共同参画社会構築や人権啓発に関する連携	男女共同参画社会構築や人権啓発について、圏域内連携により、住民への啓発を行うとともに、相談体制の充実や研修会等の開催に取り組む。	乙と連携し、住民への啓発、相談体制の充実や研修会等の開催などに取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、住民への啓発、相談体制の充実や研修会等の開催などに取り組む。

別表第3（第3条第1項第3号関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
人材育成の推進	ア 職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
	イ 圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展をめざすとともに、当該職員の能力向上を図る。	乙と連携し、圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、圏域内で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組む。

2 圏域内市町の職員等の交流

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
職員の相互人事交流	職員の資質向上、連携強化を図るため、職員を相互に派遣し人事交流を図る。	乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。

3 市民協働の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) NPO等の市民活動の促進	圏域内のNPO及び各種市民活動団体等の活動を促進するため、甲の市民活動の拠点である小林市市民活動支援センターを活用して、圏域内のNPO等の情報提供や相談会等を実施する。	乙と連携し、小林市市民活動支援センターにおいて、圏域内のNPO等の情報共有や情報提供及び相談会等の実施を検討する。	甲と連携し、NPO等の市民活動促進へ向けた取組を検討する。
(2) 協働によるまちづくりの啓発	協働によるまちづくりの啓発のための圏域内で実施されるイベントや行事などについて、連携して圏域内の住民に周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。	乙と連携し、情報を共有し住民への周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。	甲と連携し、情報を共有し住民への周知を図る。また、合同イベントのあり方について検討する。

4 地域づくりに資する人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域づくりリーダーの育成	地域づくりリーダーを育成するために、圏域内連携により研修会や講座等を開催する。	乙と連携し、研修会や講座等を企画・実施する。	甲と連携し、研修会や講座等を企画・実施する。

にしろ定住自立圏共生ビジョン

平成25年 月発行

発行 小林市

〒886-8501

小林市細野300番地

編集 小林市 企画政策課